

仲村源正氏辞令書関係資料

—調査報告書—

1989年

沖縄県今帰仁村教育委員会

第2号 明治16年11月28日
「小学初等科第五級卒業候事」

証
沖繩縣令歸仁平良
仲村源正
小學初等科第五級卒業候事
明治十六年十一月廿八日
中繩縣令歸仁學區
今歸仁學校

第6号 明治20年7月30日
「初等科第壹級卒業候事」

証
沖繩縣令歸仁平良
仲村源正
初等科第壹級卒業候事
明治二十年七月三十日
沖繩縣令歸仁學區
今歸仁學校

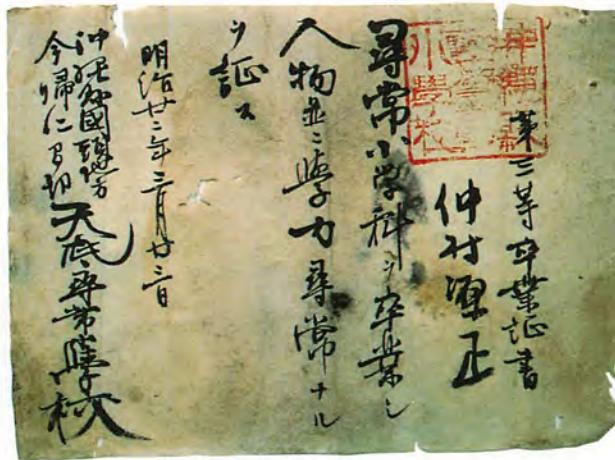
第7号 明治21年3月29日
「小学中等科第六級卒業候事」

証
沖繩縣令歸仁平良
仲村源正
小学中等科第六級卒業候事
明治二十一年三月廿九日
今歸仁小學校

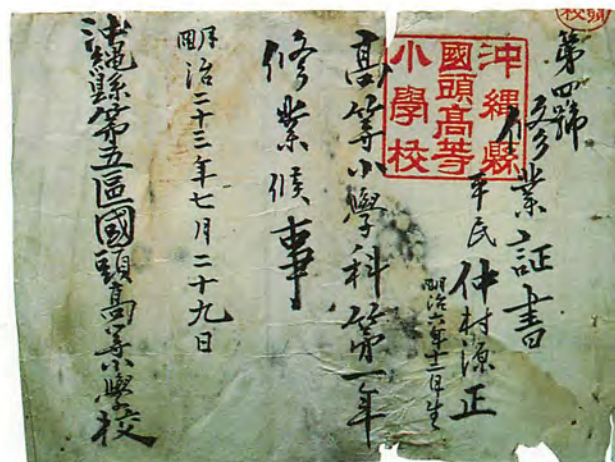
第8号 明治22年3月
「尋常小学校第四年修業事」



第9号 明治22年3月23日
「尋常小学校ヲ卒業シ人物並ニ学力尋常ナルヲ証ス」



第12号 明治23年7月29日
「高等小学校第一年修業候事」



第14号 明治23年12月3日
「今歸仁間切飯文子ヲ命ス」

仲村源正
今歸仁間切飯文子ヲ命ス
明治二十三年十二月三日
沖繩縣國頭役所

第15号 明治27年11月20日
「今歸仁間切相附文子ヲ命ス」

飯文子 仲村源正
今歸仁間切相附
文子ヲ命ス
明治二十七年十一月二十日
沖繩縣國頭役所

第16号 明治30年4月10日
「今歸仁間切雇ヲ命ス但月俸金參円五拾錢ヲ給ス」

仲村源正
今歸仁間切雇ヲ命ス
但月俸金參円五拾錢ヲ給ス
明治卅年四月十日
國頭郡役所

第17号 明治30年12月15日

「満三年在職ニ付明治三十年勅令第五十七號ニ基キ一時給与金九円四拾四錢四厘ヲ支給ス」

元國頭郡金鐘間切役所 仲村源正
満三年在職ニ付明治三十年勅令第五十七號ニ基キ一時給与金九圓四拾四錢四厘ヲ支給ス
明治三十年十二月十五日
沖繩縣廳

第18号 明治31年4月5日

「職務格別勅勵ニ付其賞トシテ金貳円四拾五錢給与ス」

府仲村源正
職務格別勅勵ニ付其賞トシテ金貳円四拾五錢給与ス
明治三十一年四月五日
今歸仁間切役場

第19号 明治31年4月13日

「自今月俸金四円ヲ給ス」

今歸仁間切役所 仲村源正
自今月俸金四円ヲ給ス
明治三十一年四月十三日
國頭郡役所

序 文

この度、今帰仁村文化財報告書第13号を発刊することになりました。今帰仁村内には文化財が数多くあると言われて久しくなります。その一つ一つが報告書の形になり、村民をはじめ多くの方々に提供できることは喜ばしいことであります。資料が活用されるということは、村民の文化に対する認識をよりいっそう深めることにもなります。

仲村源正氏の辞令書や『記録』に目を通してみると、明治の人の生き様が伝わってきます。また、制度の改革は辞令書に端的に表われています。そして、個人の些細な記事も時代の流れで見ると、当時の社会の動きが反映していることがわかります。それだけでなく、一個人を中心とした様々な人の動きもよく見えてきます。

『記録』の中に出てくるいろいろな記事を手掛かりに、先輩方からの聞き取り調査をより具体的に進めることができます。それは、私たちが住んでいる地域をより深く知ることにつながってきます。

最後に報告書を発刊するにあたり、仲村健二氏をはじめ家族の方々に多大な御協力があつたことに感謝とお礼の言葉を述べたいと思います。この報告書が、活用され今帰仁村の文化にいかなりとも寄与できればと願いつつ序文のことばと致します。

1989年 3 月

今帰仁村教育委員会
教育長 大城 勝三

仲村源正氏辞令書関係資料

—調査報告書—

目 次

はしがき

第Ⅰ部 解 説	1 頁
1. 資料の概要	1
2. 今帰仁・天底・国頭高等小学校時代（明治15～23年）	3
3. 今帰仁間切番所・役場時代（明治23～32年）	5
4. 国頭郡役所時代（明治32～42年）	7
5. 沖縄県農工銀行・日本勧業銀行時代（明治42～昭和4年）	9
6. 国頭愛楽園時代（昭和13～20年）	10
7. 沖縄民政府警察署・班長時代（昭和21～28年）	11
第Ⅱ部 記 録	12
1. 明治15年～明治30年代	13
2. 明治31年～明治40年代	15
3. 明治41年～明治45年代	19
4. 大正元年～大正15年代	21
5. 昭和元年～昭和20年代（戦前）	25
6. 昭和21年～昭和35年代（戦後）	27
7. 旧記・位牌	29
第Ⅲ部 辞令書関係資料目録	32
第1綴（今帰仁・天底・国頭高等小学校時代）	32
第2綴（今帰仁番所・役場時代）	33
第3綴（国頭郡役所時代）	33
第5・6綴（沖縄県農工銀行・日本勧業銀行時代）	34
第7綴（国頭愛楽園・沖縄民政府警察署時代）	35
第Ⅳ部 辞令書関係資料	35
む す び	53

は し が き

昭和62年の暮、今帰仁村字上運天の仲村健二氏宅を訪れた。目的は、今帰仁村文化財保存調査委員会の委員長山内昌藤氏と委員の玉城三郎氏から伺っていた資料確認のためだった。快く袋から出してもらった資料は、明治以降の辞令書約100点と『記録』、それに「琉歌集」と『沖縄県国頭郡志』であった。辞令書の数に感動と驚きがあったことはもちろんであるが、学校関係・間切番所（役場）・郡役所、さらには銀行・愛楽園関係の辞令書、一吏員あるいは一個人が一生で授かった辞令書のほとんどが残されていたことに新鮮さと故仲村源正氏と現在この資料を所蔵されておられる仲村健二氏への感謝の気持ちでいっぱいであった。

もう一つ関心をもったのは、本人が記した『記録』であった。『記録』には、氏を中心とした回りの様々な出来事が記されており、辞令書とは別の歴史をみる思いがした。氏は明治15年に今帰仁小学校に入学・修業、そして名護にあった国頭高等小学校に入学し、今帰仁間切の仮文子に採用されたために退学する。間切の仮文子に始まり銀行の書記で退職するという、全くの事務職畑を歩んだ人物である。間切の仮文子に始まる履歴からすれば、文子→村掟→西掟→南風掟→大掟→首里大屋子→夫地頭→惣耕作当（惣山当）→地頭代へと昇級していく一つの道があった。ところが、明治30年の勅令によりこれまでの制度は廃止され、制度の改革によって昇級過程も閉ざされてしまった。地頭代が間切長となり、そのもとに収入役・書記が置かれ、これまでの惣耕作当や夫地頭・首里大屋子・大掟などの役職が廃止された。仲村源正氏は、時の制度の改革をものにかぶったひとりであった。それにしても仮文子にはじまり書記という仕事で終ったのは、氏の個性を端的に示しており興味深いものがある。

仲村源正氏は明治6年に今帰仁村字上運天に生れるが、郡役所時代は名護で、農工銀行や日本勧業銀行時代は那覇で生活されている。昭和13年屋我地島に設立された国頭愛楽園に巡視として設立間もないころ採用され勤めることになる。その頃、対岸の上運天との行き来が度々あったという。今時大戦は愛楽園であうが、昭和10年代に戦時体制に入っていく様が辞令書や紙の質にも反映している。戦後旧羽地村田井等から那覇に移り住むが、晩年は再び愛楽園に戻り生れ故郷の見える地で享年90歳で人生を閉じた。氏は愛楽園でのことを『記録』の中でなんら記すことはなかった。亡くなった当時、多くの書物や記録があったと遺族から聞くが、その殆どが焼却されたという。現在残っている『沖縄県国頭郡志』に一部焼けあとがあり、燃やしている最中に取り出したという。そのような経緯をたどった貴重な資料である。

現存する仲村源正氏資料は、ほんの僅かなものようである。これらの資料を、第Ⅰ部で解説、第Ⅱ部で『記録』、第Ⅲ部で辞令関係資料目録、第Ⅳ部で辞令書（写真）の順序で紹介することにする。その他に、琉歌を整理した一綴があるがここでは触れなかった。明治以降の辞令書や記録とは言え、関心を持つものにとって貴重な文化遺産であり、今後様々な視点から活用されていく資料であろう。

第 I 部 解 説

1. 資料の概要

この故仲村源正氏関係資料は、今帰仁村字上運天105番地の仲村健二氏が大切に所蔵されているものである。一部表紙がなかったり、あるいは虫食いが見られるものの十分判読できる状況にある。仲村源正氏は、明治6年12月29日に生まれる。明治16年今帰仁小学校初等科第六級を卒業した時の証書から、国頭郡役所・今帰仁間切役場発給の今帰仁間切仮文子や相附文子・雇などの辞令書および辞職願書などがある。辞令関係資料は生前に整理したようで、表紙に小学校時代、国頭郡役所在勤中・農工銀行勸業銀行在勤中・国頭愛楽園・沖縄民政府警察署と本人がたどった職業別に分類し綴られている。綴番号が一から七までであることから、七冊の綴りがあったとみられる。現在残っているのは、第一綴・第二綴・第三綴・第五綴・第六綴・第七綴の六冊である。第四綴が今のところみあたらないが、忌み嫌って第四綴はなかったかもしれない。その他に、琉歌を集めたスクラップがあり頁が付されており、その面にも関心をもっておられたようである。

最後まで肌身離さず大切にされていたのが『補遺伝説沖縄歴史』（初版・島袋源一郎著）である。「謹呈 仲村学兄島袋」とあり、島袋源一郎氏から贈呈を受けている。本の破れた箇所や失った部分は、他の本から書き写して貼り合わせてあり、また新聞の切り抜きなども貼りつけてある。仲村氏は、諸喜田福保地頭代時代の相附文子をしていたこともあり、「島袋源一郎君ヨリ贈呈ヲ受ク全人ハ郷里今帰仁村字兼次諸喜田福保（今帰仁間切最後ノ地頭代）氏ノ愛孫ナリ」とも記してある。

辞令書関係資料は、仲村源正氏が明治16年に「小学初等科第六級」を卒業した時から、今帰仁間切番所（役場）・国頭郡役所・沖縄県農工銀行・日本勸業銀行、そして国頭愛楽園・沖縄民政府警察署書記を勤めたときまで（1946年5月）の辞令関係の資料である。その数、約100点に及ぶものである。明治以後の辞令書とは言え、個人が一生で得たほとんどの辞令書を遺してあるのは、県内であまり例をみないことである。それは、私たちにとって貴重な文化遺産ということができる。

これらの資料の他に明治・大正・昭和（戦前・戦後）期を生き抜いた一吏員あるいは氏自身の回りのことを記した『記録』がある。標題部分が失われていることから『記録』と呼ぶことにする。『記録』の特徴は、個人の履歴をたどっていけることは勿論のことながら、氏自身の人間模様や当時の時代を映しだしている。この辞令関係資料や『記録』などは、今帰仁村の近現代の歴史資料として価値高いものである。

仲村源正氏の証書・辞令書の点数

各 時 代	年 代	点数
今帰仁小学校（証書）	明治15年～同21年	7
天底尋常小学校（証書）	明治21年～同23年	3
国頭高等学校（証書）	同23年	1
今帰仁番所・役場（辞令書）	明治23年～同32年	11
国頭郡役所（辞令書）	明治32年～同42年	25
（株）沖縄県農工銀行（辞令書）	明治42年～大正11年	14
（株）日本勸業銀行（辞令書）	大正11年～昭和8年	3
国頭愛楽園（辞令書）	昭和13年～同20年	25
名護警察署（辞令書）	昭和21年～同24年	1
真和志村班長	昭和24年～同28年	1
その他（願書など）		10
合 計	明治15年～昭和28年	101

昭和初期の仲村源正氏



仲村源正氏の履歴書より

今婦仁間切上運天村142番地仲村源正明治6年12月生

年号干支月日	任 免 賞 罰 事 項	官 衛
明治15年 4 月	今婦仁小学初等科へ入学	
同20年 7 月	初等科第一級卒業候	
同22年 3 月	尋常小学科第四年修業候事	天底尋常小学校
同22年	同年四月ヨリ同二三年一月マテ天底尋常小学校仮授業生命セラル	天底尋常小学校訓導尾西幾三郎
同23年 1 月	国頭高等小学校へ入学ス	
同23年 7 月	高等小学校第一年修業候事	
同23年12月	同12月マテ同第二年級ノ学科修業セリ	
同23年12月	依願退校	
同23年庚寅12月 3 日	今婦仁間切仮文子ヲ命ス	国頭役所
同26年癸巳 7 月 1 日	事務伝習之為メ国頭役所へ出張候事	今婦仁番所
同27年甲午11月20日	今婦仁間切相附文子ヲ命ス	国頭役所
同30年丁酉 1 月22日	女生徒裁縫科参考トシテ手製ノ編物小児帽子外一品寄贈之段□□ニ候事	天底尋常小学校 校長仲宗根忠次郎
同30年 3 月31日	明治30年勅令第五六号ニヨリ廃職	
同30年 4 月10日	今婦仁間切雇ヲ命シ月俸金参円五拾銭ヲ給ス	国頭郡役所
同30年12月15日	満三年在職ニ付明治三十年勅令第五十七号ニ基キ一時給与金九円四円四拾四銭四厘ヲ支給ス	沖縄県庁
同31年戊戌 4 月 5 日	事務格別勉勵ニ付為其賞金貳円四拾五銭給与ス	今婦仁間切役場
同31年 4 月13日	自今月俸金四円ヲ給ス	国頭郡役所
同31年 9 月26日	自今月俸金四円五拾銭ヲ給ス	国頭郡役所
同32年己亥 3 月 1 日	第十回九州沖縄八県連合共進会出品人惣代トシテ鹿児島県へ出張候事	今婦仁間切役場
同32年 7 月31日	自今月俸金五円ヲ給ス	国頭郡役所
同32年12月19日	依願雇ヲ解ク	国頭郡役所
同32年12月20日	通弁雇ヲ命シ月俸金七円ヲ給ス	国頭郡役所
同32年12月27日	役所在勤中本務格別勉勵ニ付為其賞金貳円五拾銭給与ス	今婦仁間切役場
同33年 6 月 8 日	国頭郡役所雇ヲ命シ月俸金七円給与ス	沖縄県庁
同33年12月 5 日	月俸金八円給与ス	沖縄県庁
同33年12月24日	事務格別勉勵ニ付為其賞金貳円給与ス	沖縄県庁
同34年12月16日	月俸金九円給与ス	沖縄県庁
同34年12月25日	事務格別勉勵ニ付為其賞金六円給与ス	沖縄県庁
同35年12月 2 日	自今月俸金拾円ヲ給ス	沖縄県庁
同35年12月23日	事務格別勉勵ニ付金九円賞与ス	沖縄県庁

2. 今帰仁・天底・国頭高等小学校時代 (明治15年～23年)

第一綴(第1号～13号)には、明治16年から明治23年までの修業証書と卒業証書が10枚と、他に依頼書(仮授業生)や入学願書・退校願書が、それぞれ1点ずつ含まれており、計13点である。これらの資料は、氏の学校時代の資料である。

今帰仁間切謝名村35番地(現在の公民館付近)に、今帰仁小学校が設立されたのは明治15年6月23日とされるが、仲村氏の記録には明治15年4月入学となっている。第一期の生徒は53名であり、その名前が『今帰仁村史』や『創立百周年記念誌』(今帰仁小学校)に記録されている。強制入学させられた53名の名は、仲村源正氏の記録に記されていたものである。その中の一人が、これまた資料の持ち主であった仲村源正氏自身である。

今帰仁小学校は、明治21年に今帰仁尋常小学校と名称が変わり、謝名から兼次村北屋敷へ移動した(校区は平敷以西)。そのとき、天底尋常小学校が新設され、上運天村の仲村氏も天底校(校区は謝名以東)へ移った。当時の学校の変遷の一端や小学校は六級からはじまり、五・四・三・二・一級と進級していくことがわかる。

明治23年1月、兄源治を保証人として入学願いを国頭地方高等小学校に提出し、2月1日国頭高等小学校へ入学を許可される。「沖縄県第五区国頭高等小学校」が創設されたのもその時で、氏はそこでの第一期の入学生となる。『沖縄県国頭郡志』は、国頭高等小学校の創設から入学に至る当時のことを次のように記してある。

「明治二十一年五月国頭役所長朝武士干城氏は本郡に高等科を設置せんとして名護尋常小学校訓導秦蔵吉恩納尋常小学校訓導山下孫十郎及名護間切番所首里大屋子岸本義信、羽地番所大掟喜納豊永の四名に命じて他地方高等小学校の状況并に経費を調査せしむ。

四名は帰所して高等設置尚早の復命をなせり。此に於て役所長は内訓を発し、尋常科卒業



今帰仁小学校の証書(明治16年～同21年)

者中高等科に入らんとする生徒の為に教科書を購入せしめ尋常校に於て正規時間の外に訓導をして之が学力補習をなさしめたり。

翌二十二年には尚早、設立の二論相半し同年末に至り愈々設立の建議をなし、二十三年二月一日を以て沖縄県第五区国頭高等小学校を創設せり是れ郡内最初唯一の高等小学校なり。

当時入学志望者二十九名にして

応募者は尋常小学校に於て補習せる者、授業助手たりし者、私立農会入学せし者等なりしが試験の上二十八名を許可し、家賃五円にて名護尋常小学校の職員控所を借り訓導秦蔵吉氏に兼務して之を担任せしむ。」

上記の高等小学校の創設の経過からすると、明治22年4月仲村源正氏が天底尋常小学校で仮授業生を依頼されたのは、国頭高等小学校への入学に備えて補習を行うためのものであり、また28名の入学者の一人であったことがわかる。

明治23年7月29日に高等小学科第一年を修業するが、二年生半ばにして12月3日家内貧困を理由に「退校願」を提出し、12月11日に受け入れられる。退学の理由として経済的な事をあげているが、実のところ12月3日付で今帰仁間切仮文子への就職が決定したためであった。

平民や士族と身分を使っていた時代であり、修業証書や卒業証書や履歴書などに、そのことが明確に記されている。また、当時の社会状況を示すのが『記録』にある「明治二十二年二月今帰仁小学校ニ於テ初メテ断髪（校長尾西幾三郎）」と「明治二十二年旧六月再ヒ断髪（之レガ二回目ノ断髪）」の記事である。断髪は、当時の社会問題にまで発展していくことになる。また、後に「懷古すれば私等が断髪した頃は、余程一般から異端視されたものである。其頃若し勝ってに断髪でもしたなら不都合な奴だと当時の立身上にも障害を来す程であったけれど、何事も校長先生がおやりになさったと云えば、一般から許して呉れるのであった」（沖縄県人事興信録）と述べている。

この時代のことは『記録』に、断髪のことや国頭高等小学校へ入学、そして退学（間切仮文子採用のため）・年給米一石五斗（米五俵）について記してある。

源助二男	
仲村源正	
原籍	沖縄県国頭郡今帰仁村字上運天
寄留	沖縄県那覇市下泉町二ノ七五
妻	カマト 三九
長男	正敏
職業	日本勧業銀行那覇支店員
明治二十三年十二月今帰仁間切文子となり新城小波津諸喜田の三地頭代歴補明治三十一年地方制度改正により間切雇となり克く城間間切長を補佐し青年事務家として重用せられていた。	
明治三十二年喜入郡長は郡内十ヶ間切役場吏員より同氏一名を抜粋し而後国頭郡役所に採用間もなく郡書記に昇進。	
明治四十二年沖縄県農工銀行頭取仲吉朝助より当時の国頭郡長大塚市五郎氏に壺望せられて同行書記となり、爾来同行重役の信用厚く鑑定貸付預金用度庶務各般の事務に歴任し特に数回の増資時機際し克く煩雑なる事務を処理せる等大に同行発展上に功績を挙げ前後二十年間勤続して銀行事務に熱連今日に及んでいる。	
氏懷旧談「懷古すれば私等が断髪した頃は余程一般から異端視されたものである。其頃若し勝ってに断髪でもしたなら不都合な奴だと当時の立身上にも障害を来す程であったけれど何事も校長先生がおやりになさったと云えば一般から許して呉れるのであった。そこで先生に請ふてこんな証書を買ったのを今に残して居る云々」と示されたのが是である。	
第十一号仲村源正	
右出世の為筋を考へ拙者之を断髪す	
明治二十一年二月 今帰仁校長尾西幾三郎印	
因に尾西幾三郎校長は福岡県士族国頭郡本部村具志堅で死亡した。	
(昭和4年の「沖縄県人事興信録」より)	

3. 今帰仁間切番所・役場時代（明治23年～32年）

第二級（第14号～第25号）には、仲村氏の番所（役場）時代の辞令書と辞職願が入っている。番所（役場）は、大正5年まで運天村にあった。明治23年12月3日付（第14号）の辞令書で、今帰仁間切の仮文子に任命された。発給者は、沖縄県国頭郡役所である。文子（ティクグ）は、間切番所の第三階級に相当する。仮文子の時の年給は、仲村氏の『記録』によると米一石五斗（五俵）であった。明治27年11月20日付（第15号）の辞令書で、今帰仁間切相附文子となる。明治26年4月1日の「旧慣地方制度」（『沖縄県史』21所収）の今帰仁間切の吏員は、地頭代（第一階級）を筆頭に、惣耕作当・惣山当・勘定主取・夫地頭・首里大屋子・大掟・南風掟・西掟・掟（第二階級）、その下に大文子と相附文子（第三階級）がいた。今帰仁間切は、13人の相附文子がおり、一人当たりの雑給を平均すると米九斗になる。明治27年に相附文子になった仲村氏の年給米は、『記録』によると二石四斗（八俵）であった。

明治30年3月29日「沖縄県間切島吏員規程」が公布され、4月1日に施行された。これまでの間切や島の番所が役場に改められ、地頭代以下の地方役人の役職が廃止された。それに代わって間切長・収入役・書記および村頭が置かれた。その時、廃職となる間切吏員に支給すべき一時金給与に関する勅令も公布された。明治30年12月15日付（第16号）辞令書の発給は「沖縄県庁」で、その内容は、「満三年在職ニ付明治三十年勅令第五十七號ニ基キ一時金給与金九円四拾四錢四厘ヲ支給ス」とあり、まさに制度改正の時のものである。

仲村氏の『記録』によると、氏は明治30年3月31日で廃職となり、その時の地頭代は諸喜田福保氏で今帰仁間切最後の地頭代である。明治30年4月1日から4月9日までは、雇任命の手続きがまだ済んでおらず、完了するまでの九日間は今帰仁間切の臨時雇であった。4月10日付（第16号）で再び採用となる。その時の辞令書の内容は「今帰仁間切雇ヲ命ス但月俸金參円六拾錢ヲ給ス」となっていて、発給は国頭郡役所である。制度改正により、地頭代をはじめこれまでの首里大屋子や大掟などの各役職が廃止され、代わって間切長・収入役・書記・付属員が置かれた。

当時の雇クラス（仲村氏の場合）給与は月俸金として四円である。以下三つの辞令書をみると、必ずしも定期的ではないが五十錢ずつ昇給している。

- ・明治31年4月13日付（第19号）……月俸金四円
- ・明治31年9月26日付（第20号）……月俸四円五十錢
- ・明治32年7月31日付（第22号）……月俸金五円

番所（役場）時代の辞令書の発給はほとんどが国頭郡役所である。しかし、以下の三点が今帰仁間切役場発給の辞令書となっている。

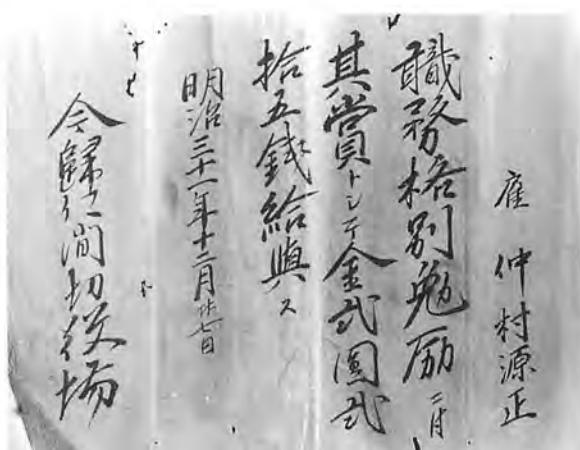
- ・明治31年4月5日付（第18号）
- ・明治31年12月27日付（第21号）

・明治32年12月29日付（第25号）

その内容は「職務格別勉勵ニ付其賞トシテ金貳円四拾五（貳拾五・五拾）錢給与ス」とあり、賞金（一時金）は今帰仁間切役場から支給されたことがわかる。

「沖縄県間切島吏員規程」の（明治30年）の施行で、番所が役場に改められ、当然のことながら今帰仁間切番所ではなく今帰仁間切役場となっている。

明治32年12月18日付（第23号）で、国頭郡長喜入休宛に辞職願いを提出し、翌19日（第24号）に認められた。辞職願い



今帰仁間切役場発給の辞令書

の文面は、「今般都合有之退職仕度候条何卒御許可被成下此段奉願候也」となっている。退職の理由は「都合」としか記していないが、今帰仁間切雇から国頭郡役所へ転職のためであった。

仲村氏が明治23年から同32年12月まで勤めていた今帰仁間切番所（明治30年4月1日から役場と改称）は運天村にあった。今帰仁間切番所は近世から運天村にあり、今帰仁間切の行政の中心となった所である。明治30年に役場と改称されるが、後々大正5年まで運天に役場があった。番所のあった運天村に明治14年（1881）に上杉県令、翌15年（1882）に尾崎三良、そして同26年（1893）には笹森儀助などが訪れた。大正5年に、役場は運天から仲宗根に移転した。



番所・役場のあった運天（昭和36年）

4. 国頭郡役所時代（明治32～42年）

第三綴（26～57号）には、国頭郡役所時代の辞令書を中心に出張命令書・証明書・履歴書・依頼書・辞職願書など32点が含まれている。辞令書の発令をみると沖縄県庁のが21点、国頭郡役所が4点となっている。沖縄県庁発令の辞令書は、明治33年の国頭郡役所雇や書記任命、月俸金給与・事務格別勉励による賞与金・出張命令書などである。また、国頭郡役所から発令の辞令書には、国頭郡役所の通弁雇採用や第一科勤務兼文書取扱専務の任命と、統計の講習を受けた証明書・兵事主任任命の四点である。

仲村源正氏が勤務した国頭郡役所は、現在の名護市東江の名護博物館西側にある県北部土木事務所の場所にあった。そのすぐ隣には旧名護町時代の役場があり、古くは名護間切時代の番所であった。国頭郡役所は、大正15年（1926）に廃止された。氏は国頭郡役所で通弁雇・郡雇・郡書記として明治32年から同42年まで約11年間勤めた。喜入郡長（明治31年～41年）と大塚郡長時代（明治41～大正2年）である。郡役所に赴任した当初一ヵ月足らずであるが、今帰仁間切宿で賄いを受けた。明治32年1月17日に大兼久カーノ小73番地に移り住んだ。上運天村の地割地宅地へ分家したが、明治33年旧11月に処分されている。氏の『記録』から、当時の記事を拾ってみた。そこから、国頭銀行の開店や専売局員殺人事件、それに風俗改良など当時の社会の動きの一端をみることができる。

- ・ 明治32年12月19日依願転職（今帰仁間切雇から郡役所へ転職）。
- ・ 同 12月25日国頭郡役所通弁雇に採用される。
- ・ 同37年8月1日鳥居帝大助手、伊波文科大学生などと共に美里村字伊波チヌヒンチャ貝塚を訪れる。
- ・ 明治38年1月26日郡役所書記になる。
- ・ 明治38年6月22日喜入郡長に随行して国頭村を巡視する。
- ・ 明治38年7月16日国頭銀行の開店式あり。
- ・ 明治38年8月12日字を回って老人婦人を集め風俗改良についての談話会を開く。
- ・ 明治38年10月16日今帰仁間切の玉城で専売所員殺害される。
- ・ 明治39年3月18日菊池幽芳来護する。本部・今帰仁・羽地を案内する。
- ・ 明治40年2月26日事務視察のため鹿児島・熊本・福岡県を視察する。

このように喜入郡長の時代に、鳥居龍三や伊波普猷それに菊池幽芳など著名な方々を案内されている。名護・山原に足跡を残したこれらの人達は、後の沖縄に大きな影響を及ぼした。



国頭郡役所

国頭地方役所・郡役所略年譜

- 明治13年 羽地間切親川村に国頭地方役所を設置する。
 明治□年 林信国頭地方役所長となる。
 明治15年 国頭地方役所を名護間切大兼久村に移転する。
 明治16年 諸見里朝奇国頭地方役所長となる。
 明治19年 朝武士干城国頭地方役所長となる。
 明治22年 国頭地方役所と名護警察署が交換移転する。
 明治24年 笹田征次郎国頭地方役所長心得・役所長となる。
 明治28年 朝武士干城郡役所長となる。
 明治29年 郡区編成の勅令により、国頭地方を国頭郡、役所長を郡長と改称する。
 明治29年 朝武士干城郡長となる。
 明治31年 喜入休郡長となる。
 明治41年 大塚市五郎郡長となる。
 大正2年 朝武士干城郡長となる。
 大正4年 近藤忠敏郡長となる。
 大正5年 長谷部順治郡長となる。
 大正15年 郡役所跡地に沖縄県土木事務所設置する。

長谷部 順治	近藤 忠敏	朝武士 干城	大塚 市五郎	喜入 休	朝武士 干城	笹田 征次郎	朝武士 干城	諸見里 朝奇	林 信
大正5年7月 同□年□月	大正4年4月 同5年7月	大正2年7月 同4年4月	明治41年5月 大正2年7月	明治31年7月 同41年5月	明治28年8月 同31年7月	明治24年7月 同28年7月	明治19年3月 同24年7月	明治16年□月 同19年3月	明治□年□月 同16年□月
郡長	郡長	郡長	郡長	郡長	役所長・ 郡長	役所長心得・ 役所長	役所長	役所長	役所長

5. 沖縄県農工銀行・日本勧業銀行時代(明治42～昭和4年)

この時代は明治42年から昭和8年までの約30年間で、仲村源正氏が那覇の泉崎で生活した時代である。沖縄県農工銀行に勤務し、日本勧業銀行を退職するまでの辞令書である。沖縄県農工銀行の辞令書が十三点、日本勧業銀行が三点である。それらは第五・六綴として綴られており、手紙が一点含まれている。昭和8年に日本勧業銀行を退職するが、何故か昭和4年から同8年の辞令書が一点も入っていない。

仲村源正氏『記録』から、この時代の記事を拾ってみると、まず明治42年2月16日に郡書記の辞職願いを提出する。そして、農工銀行への転職した。今帰仁の友人や同僚や有志の方々の送別会にあづかった。名護から那覇へ転勤の記念として、名護の宿庭に植えてあった樟樹(くすのき)1本を上運天の坪所内に移植した。明治42年8月に国頭銀行の解散式があった。明治43年に東京出張、明治45年仲吉頭取の代議士選挙運動のため伊江島視察、大正3年八重山・宮古出張、大正6年に全国農銀大会へ護得久頭取に随行するなどの出張記事がみられる。今帰仁の動きとしては、大正5年5月に与那嶺蒲助氏が今帰仁村長を拝命、同年6月今帰仁間切役場で今帰仁局電信開通式が行われている。

沖縄県農工銀行は、不動産を抵当に中小農民に資金を供給し殖産興業の推進を目的とした特殊銀行で、明治32年4月に創業をはじめた。明治40年から日本勧業銀行の貸付代理業務を営むようになると、その業務が増加し大正11年4月同行に合併され、日本勧業銀行那覇支店となった(沖縄大百科事典)。仲村源正氏の辞令書にもその動きが反映しており、沖縄県農工銀行から日本勧業銀行発給の辞令書となっている。氏は、大正11年4月25日付(第73号)で那覇支店勤務となる。

株式会社沖縄県農工銀行は、明治三十二年一月六日の創立に係り、本県銀行として最初の設立なり、大正六年現在資本金五拾万円、積立金四拾五万九千四百円、預金七拾五万四千円、貸付金貳百七拾九万六千八百円(内百四拾参万七千円は日本勧業銀行の代理貸付なり)あり。同行は県本金庫の依托を受け県下各地に支金庫を設く名護支金庫は明治四五年四月一日の設置にして目下沖縄銀行支店構内にあり。

(沖縄県国頭郡志より)



沖縄県農工銀行

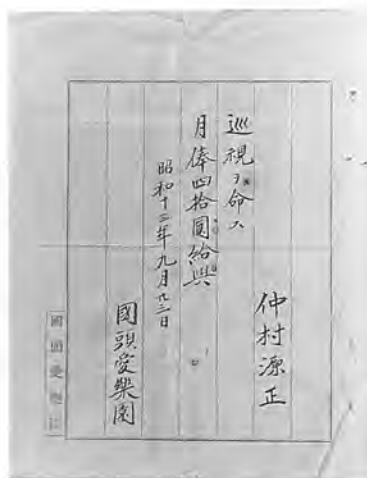


日本勧業銀行(望郷沖縄より)

6. 国頭愛楽園時代（昭和13～20年）

昭和13年2月5日に沖縄県告示第53号で国頭愛楽園と命名され、愛楽園が屋我地島の済井出大堂原に誕生した。そして、同年11月10日に開園した。沖縄MTLの理事長（初代）を勤めた島袋源一郎氏は、「黄金森登て うしくだち見りば いちのまになたが 竜の都」とうたっている。仲村源正氏は、昭和13年9月23日付で巡視に命じられ、国頭愛楽園の創設当初から勤めた。巡視にはじまり昭和16年に指導員に命じられた。愛楽園は、昭和19年10月10日に米軍の空襲にあい軽傷者数名と建物八棟が焼失した。その後も度々空襲にあった。氏の愛楽園での辞令書は、昭和20年2月16日付が最後となっている。

愛楽園関係の辞令書は25点あり、第7級に入っている。それは、昭和13年から同20年の辞令書である。ちょうど、戦時体制下に入っていた時代であり、そのことは辞令書の内容やワラバン紙が使われるなど時代が反映している。愛楽園時代のことについては、『記録』の中で全く記されていない。ただ一つあるのは、「故正敏洗骨昭和十九年申八月二十五日（旧七月七日）翌二十六日郷里今帰仁村字上運天へ納骨、本墓所開扉ハ場合ヲ見テ納骨スル慣例ナルニヨリ仮墓（故源郎ノ墓）ニ納骨シオキタ」と息子の納骨についての記事のみである。本稿で紹介できなかった『琉歌集』もあるが、氏自身も琉歌をつくっていたと聞く。



国頭愛楽園発給の辞令書

国頭愛楽園は、昭和27年に沖縄愛楽園と改称する。仲村源正氏が日本勧業銀行を退職し、その後昭和13年に国頭愛楽園に就職したのは故郷に近いということもあったが、初代理事長島袋源一郎氏との深い関わりもあった。



国頭愛楽園（戦後）

7. 沖縄民政府警察署・班長時代（昭和21年～28年）

戦後昭和21年5月10日警察書記として田井等警察署で同24年まで勤めた。73歳から76歳の頃である。一時、古堅の姓を名乗ったこともあるが仲村姓に戻している。昭和24年に山原を後にして那覇市真和志村大道区へ移り住んだ。そこで班長になり同28年まで勤めた。昭和28年の『記録』に「明治23年から昭和28年まで公職俸給取生活者であったので髭を蓄えたことは一度もなかった。現在無職の境遇なので髭を延ばす決意をした」などと源正氏らしい一面をのぞかしている。

昭和30年に那覇から八重山に渡るが、長年勤めた愛楽園に戻りそこで90歳の生涯を終えたという。晩年の愛楽園での生活について、はっきりしないが真面目な方であったという。

沖縄民政府警察署は、戦後間もなく米軍支配下のもとに置かれた臨時的な警察署である。昭和20年に旧羽地村田井等に地元住民をはじめ他の市町村の住民が収容された。その人口が72,000人にもなり、田井等市となった。そこに軍人収容施設のほか、憲兵本部・裁判所・警察本部・学校なども設けられた。市会議員の選挙なども行なわれた。昭和20年10月末に元の居住地に帰ることが許され、人口も急激に減り11月には田井等市は解消した（わがまちわがむら：名護市史）。昭和46年11月16日田井等警察署を名護町に移し、名護警察署と改称した。左の比嘉慶一郎氏のスケッチは、名護警察署当時のもので、仲村源正氏は77歳である。



仲村源正氏の肖像画（昭和24年）

班長時代というのは、昭和24年に那覇に移り大道区で班長を勤めた時のことである。

第Ⅱ部 記 録

これは仲村源正氏が生前克明に書き綴った記録である。明治15年（1882）に始まり昭和35年（1960）まで、79年間にわたる貴重な記録である。標題の部分が行われているため『記録』とした。その内容は、明治15年から昭和32年までの氏自身の履歴をはじめ、親族の旧記や戸籍、それに誕生・病気・死亡・就職など、周辺の様々な出来事を記している。個人の記録が主とは言え、歴史記録としての性格を持つ内容の記事も多くみられる。「おじい」や「仲村のおじい」と呼ばれ慕われており、親族の相談役的存在であった。

氏は明治6年12月に生まれ昭和38年まで90年間の人生を過ごしてきた。この『記録』は、氏の約79年間に及ぶ個人の記録である。それと同時に、内容は歴史資料としての性格を持つ記事も多くみられる。個人の身辺での出来事とは言え、貴重な記事である。明治15年から同23年までは、記事は少ないが小学校時代のことである。氏自身の修了証書に基づいていることから、正確な年月日で記されている。記事全体を通して年月日は正確である。

記事の年月日の正確さと粉飾されていない記事の内容は、仲村源正氏の性格からくるものであろうが、氏の個性そのものであるといった印象を受ける。琉歌もところどころに散見するが、その方面に特に関心を寄せており、琉歌をまとめた資料もある。

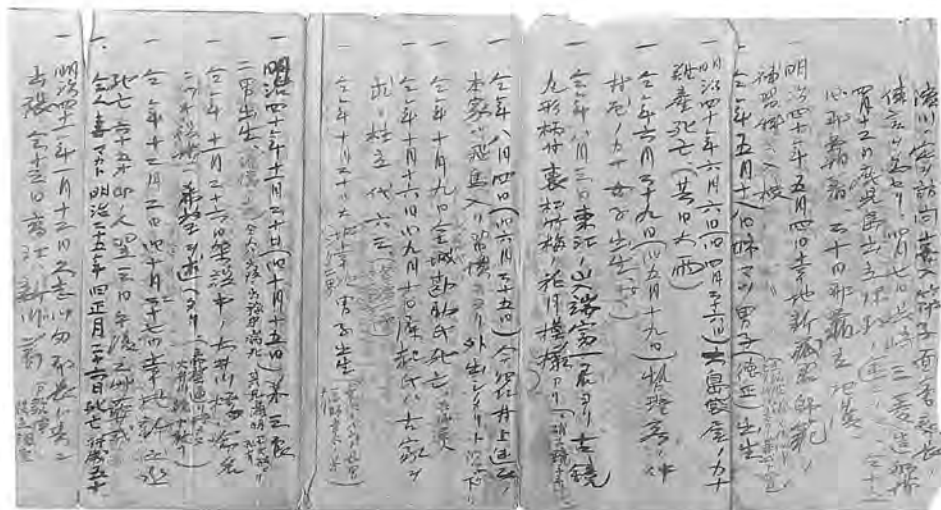
個々の記事一つ一つについて、まだ十分な検討をしていないが、辞令書や証書だけでなくこの『記録』も私たちに多くの歴史的情報を提供してくれる。また、これまで知られていた事についての裏付け資料としての価値を持つものである。一個人の記録から、制度の改正や社会の動きや出来事、それに様々な人間模様などを読み取ることができる。辞令書関係資料が表向きの歴史であるとするならば、『記録』の記事はそれを支えてきた裏側の歴史と言えるものかもしれない。そういう意味で貴重な資料である。

翻字し掲載するにあたり、以下の点について留意して原本の変更を行った。

- ① 原本は、年代順に配列されていない所もあるため年代順に並べた。
- ② 年号や日付の順序や表記について統一した。基本的に戦前は、日本年号・新月日(旧)の順にした。戦後は、西暦から記述がなされているが日本年号を先にし()に西暦を入れた。
- ③ 戦前はカタカナ表記、戦後は平仮名表記で記してあるがそのままとした。
- ④ 重複している記事については、両記事を比較して内容の豊富な方を取り、捨て難い部分については一部()付きで入れた。
- ⑤ 年号が付されていない記事は、前の記事の一連のものと見なし、そのまま配列した。
- ⑥ いつ頃の記事なのか、見やすく探しやすくするために各年◆印をつけて見出しにした。
- ⑦ 氏が、確定していない空白部分の月や日は□とした
- ⑧ 判読できなかった文字部分については◇とした。

⑨ 便宜上、辞令書などと関係なく以下のように区分した。

1. 明治15年～明治30年代
2. 明治31年～明治40年代
3. 明治41年～明治45年代
4. 大正元年～大正15年代
5. 昭和元年～昭和20年代
6. 昭和21年～昭和33年代



「記録」の一部

1. 明治15年～明治30年代

◆明治15年 (1882)

- 一 明治十五年四月 (十歳) 今婦仁小学校 (謝名) へ入学、全二十二年三月卒業 (校長ヨリノ断髪ノ証ハ秦様カ人事興信録発行ノ為借リタマ、返戻ナシ)

◆明治20年 (1887)

- 一 全二十年二月今婦仁小学校ニ於テ初メテ断髪 (校長尾西幾三郎)

◆明治22年 (1889)

- 一 全二十二年旧六月再ヒ断髪 (之ガ二回目ノ断髪)

◆明治23年 (1890)

- 一 全二十三年二月一日国頭高等小学校へ入学、全年十二月十一日第二学年退学 (間切仮文子へ採用セラレタル為メ)
- 一 明治二十三年四月 (私は) カイセン発病困ツタ

- 一 全年十二月今帰仁間切仮文子へ（年給米五表、菰石五斗）

（文子ハ大文子マデ夫レヨリ村掟へ昇進ノ順序ナリ）

◆明治27年（1894）

- 一 明治二十七年十一月相附文子へ（年給米二石四斗、八俵）
- 一 明治二十七年申旧九月二十七日勢理客村インガ原幸地マツト結婚式行
- 一 明治二十七年申旧九月二十七日勢理客村字インガ原幸地新之丞マツヲ妻ニ娶ル
二十四年卯旧十二月二十六日 初婚（酒ムイ）
二十五年辰旧正月五日 中婚
全年全月十四日結婚

◆明治29年（1896）

- 一 明治二十九年丙申旧二月十日分家当時二十四歳

◆明治30年（1897）

- 一 明治三十年旧二月運天寺原ニ在ル上運天大田屋蘇鉄敷（約三百坪）上間松助二十二番地ヨリ買受
（右ハ明治四十二年拙者農銀転勤ニ際シ整理シテ此土地ハ弟三良（源政）へ無代譲与セリ）
- 一 石ジヤ原ニ在リタ山野三良無代譲ル
- 一 全三十年三月三十一日勅令ニヨリ廃職トナル（退職給与金五十円アリタ）
（今帰仁間切最後ノ地頭代、当時地頭代諸喜田福保氏）
（新城金助、小波津幸福、諸喜田福保地頭代、城間半蔵間切長）
- 一 自明治三十年四月一日至全月九日全間切役場臨時雇（制度改正ニヨリ間切長、収入役、書記□成員ヲ置カル雇任命ノ手続ヲ了スル迄臨時雇トナル）
- 一 全年四月十日今帰仁間切雇月俸三円五十銭（廃職後）
- 一 仲村蒲太（父仲村源治兄、母諸喜田かめ）同人ハ明治三十一年戊戌旧四月二十八日上運天村田ノマシ原天底屋（アミスヤ）（松田かまだ）宅ニ於テ誕生母子二人ハ其後ナガマシ原アバサ屋ノ前ノヤ小ニ暫ク住居其後四、五ヶ所転々シテ後チニアナ（穴）ガ原シヂガミ（勢頭神）ベーチン宅ニ居ヲ定メ居タ所ガ至極生計困窮ノ実状ヲ見ルニ忍ビズ子供ダケヲ引取り源治兄ガ（父ナルカ故ニ）教育セントスルモ、兄ニハ多数ノ子宝アリ養育困難慈ニ於テ兄ヨリ当分私方ニ於テ養育世話シテ呉レトノ熱望アリ当方モ夫婦共年未ダ若ク（三十歳ト二十八歳）子宝アリ拳クコト絶望ト迄ニ行カヌ故ニ今ニ於テ私ノ養嗣子トシテ決定スルコトハ時期早キヲ以テ先ツ子供ヲ引受け世話スルコト、セリ而シテ明治三十五年旧四月六日（五歳）私ノ居留地名護間切大兼久村七十三番地屋号カーフ小事仲村渠恒吉氏方へ迎へ養育セリ
- 一 下女
明治三十年七月下女普天間カメ（フテンマヤー）雇入、全三十二年七月十五日解ク（ハンタノ

スクジヤ妻トナル)、長浜ウシ(ヒシガーヤー)明治三十二年オヤガ原ノハガナ妻トナル(ナ
ゴヘ転任当時病死)

2. 明治31年～明治40年代

◆明治31年 (1898)

一 下僕

島袋松(親川下ノ島袋ヤ鍋叔父二男)明治三十一年旧七月雇、明治三十二年旧七月解ク、宮
城太良(ヤーヌ小)明治三十二年名護へ転任当時(全人ハ昭和十年仲村源行雇ハレ中急死)

一 シカマ仕事人 上ノ屋ノ嫡子松田山(クーチョー山事)

(一 宮城カナ(十二歳)大正四年七月二十一日解雇)

一 明治三十一年八月二十三日今帰仁間切与那嶺村大通島袋氏ヨリ自家用牛(牡)一頭代金一千 四百三十貫(二十八円六十銭)ニテ購入セリ

◆明治32年 (1899)

一 明治三十二年巳亥三月一日ヨリ全三月三十一日迄第十回九州沖縄八県連合共進会へ出品人 惣代トシテ鹿児島県へ出張、川内町マデ遊覧(今帰仁間切役所雇時代)国頭郡十ヶ村ヨリ惣 代出張ノ人名

雇岸本久吉(名護) 書記漢那清吉(恩納) 書記奥間善文(金) 書記比嘉岩松(久)
書記与那城竹元(国) ネロメ村頭新里文保(大) 書記喜屋武善登(羽) 拙者
親川源三郎(本) 書記真栄田松豊(伊)

一 明治三十二年旧七月ヨリ全三十五年旧四五月マデ殆ンド四ヶ年間咽喉病(セキ)相煩ヒ名護 国頭郡役所雇へ採用セラレ転任後治療ヲ加ヘ全快シタリ(鹿児島へ共進会出品人惣代トシ テ各間切ヨリ壺名宛出張帰宅後)

一 明治三十二年旧七月ヨリ全三十五年旧五月マデ殆ンド四ヶ年間「イン喉カタル」煩フ(郡 役所へ転勤後治療一ヶ年ニシテ全快シタリ、薬草ヲ大量センジシテ名護〇城ノオジイノ調 合ニテ飲ンダ)

一 明治三十二年十二月十九日依願退職(今帰仁間切雇ヨリ新役所へ転職ノ為)(仮文字給料 一ヶ年分、米五表)

一 明治三十二年巳亥十二月十九日(旧十一月十七日)郡役所へ転任赴任ノ為メ自宅ヲ発セリ (全月二十日ヨリ翌年一月十六日マデ借家スル迄今帰仁間切宿岸本金永氏方へ止宿セリ全 人妻マウシ并下女カマドの親切ニ預カル)

一 全三十二年十二月二十五日国頭郡役所通弁雇ニ採用セラレ月俸七円

一 明治三十二年亥十二月二十日ヨリ全三十三年一月十六日マテ名護今帰仁宿賄ヲ受サセ住居 (郡役所へ転勤)

- 一 全年全月十七日旧子十二月十七日大兼久カーノ小七十三番地へ移宅セリ(賄料理手当宿賃薪水等一切ニテ一ヶ月金七十銭)

◆明治33年 (1900)

- 一 明治三十三年旧四月自分所有地カンノミ原元玉城掟オエカ地仲間勝取氏ヘ一ヶ年米九斗五升ヲ以テ小作賃貸契約(旧玉城掟オエカ地)
- 一 明治三十三年六月八日国頭郡役所雇ヲ命セラレ月俸七円(通弁雇ヨリ本雇ヘ)
- 一 家族ハ明治三十三年旧八月三日大兼久村川ノ小仲村渠恒吉ノ前ノ家小ヘ移転
- 一 元ウヒエー旧ヤシキ現在平安座家跡屋敷ヲ買受ケ(価十七円)村ノ地割地宅地ヘ分家セリ(坪地高ハ五分地平安座屋所持ノ分ヲ引継イタ)
- 一 兄源治ハ明治三十三年子年旧八月七日ヨリ其妻カナ姉ハ全九日ヨリ「チョーチブス」熱病ニテ半死半生重態ニテ私モ七日間役場欠勤看護ニ従事セリ
- 一 明治三十三年旧十一月(元平安座屋)住家茅葺本家一棟ヲ運天セーマ屋小ノ上間檼(アラタ牛ノ弟ニシテ当時役場小使)ヘ九円ニテ売却台所一棟ヲ従弟島袋三太ヘ三円四十銭ニテ売却セリ
- 一 明治三十三年額ブチ、水瓜、梨、リンゴ、其他油画(ヲ)那覇オノ神ガクブチ店ニ於テ買求メタ六円(昭和十二年六月三日掃除シタ)

◆明治37年 (1904)

- 一 明治三十七年八月一日鳥居帝大助手、伊波文科大学生、高木□ト共ニ美里村字伊波チヌヒンチャ貝塚ヲ観タ

◆明治38年 (1905)

- 一 明治三十八年一月二十六日国頭郡書記拝命 月俸十一円(通弁雇ヨリ)
- 一 明治三十八年五月十四日(旧四月十日)源治兄妻カナ長女(ナヘ)出産(大平屋良栄光ニ嫁ス)
- 一 全年六月二十二日喜入郡長地廻、郡書記小生視察ノ為メ国頭村へ出張、全二十四日奥着泊、全七月四日帰所(高江、荒川、国頭村各字(辺戸除ク)巡視(明治三十八年六月二十三日(旧五月二十一日)座中坂ブミ坂ギナマ浜ヲ経テ奥着泊)(喜入郡長随行)
- 一 明治三十八年六月二十六日名護東江村屋部文郁君ノ所望ニヨリ堪忍袋ノ画一幅贈呈
- 一 全年七月十六日国頭銀行開店式挙行アリタリ
- 一 明治三十八年八月十二日(旧七月十二日)字ヘ回り其夜字ノ老人婦人ヲ集合セシメ風俗改良其二就談話会ヲ開キタリ
- 一 全年九月三日(日曜日)旧八月五日兄ノ地割配当山林ニ合併シアリタル拙者地割ノ分坪入分割セリ(仲村源起君ヘ売却セリ)
- 一 全年十月十六日今帰仁村字玉城(長田郵便局長ノ私宅)ニ於テ全夜内田専売所屬不良青年等

ノ為メ殺害セラレタリ全二十六日名護南兼久馬場ニ於テ全人の招魂祭アリタリ、翌二十七日全事件ニ付来護中ノ官吏記念撮影セリ(全人死体ハソーリ川ノ上通り道ノ西側ニアリ)

- 一 全十一月二十日甥源元近衛兵隊(第四連隊)ヘ入隊ノ為メ那覇出発

◆明治39年(1906)

- 一 明治三十九年丙午一月一月二十九日旧正月五日母ノ六十一生年祝挙行来客百四十人(当日雨天、場所前ノクムジ屋善一氏宅、全所ヨリ内ヘ縄ヲ架シ連絡ヲ付ケタ)
- 一 明治三十九年二月五日大島名瀬大火アリ
- 一 全二月二十五日旧二月二日諸喜田かめ(仲村蒲太母ハ儀備の二女)女児出産
- 一 明治三十九年三月十八日菊池幽芳先生来護全二十日全氏案内、本部、今帰仁、羽地ヘ出張セリ
- 二十一日満名上殿内、浜元、謝花ノロ殿内、アヲリエ按司、親泊ノロ殿内、北山城祉
- 二十二日津エロ御墓、アカ御墓、平敷竹林、寺穴、百按司墓
- 二十三日羽地ノ我部ヒル木林、源河山、真喜屋山、ヒゴ林ヲ見ル、
- 二十六日金武ヘ同行洞穴ヲ見ル
- 二十八日読谷山村喜名泊全所ニテ案内終ル
- (三月二十四日羽地村真喜屋山フク川山菊池様ト共ニ観ル)
- 一 明治三十九年三月二十七日大毎記者菊池幽芳(名清)ト共ニ全所ヲ観ル
- 一 明治三十九年五月六日(旧四月十三日)横山地方裁判書記全行運天役場泊序ヲ以テ兄源治弟三良二名ヘ忠告シタ(拙者三十四歳)
- 一 全年六月二十六日名護東江ノ屋部文郁君ヘ堪忍袋ノ軸物一幅譲与シタリ
- 一 明治三十九年六月三十日菊池大毎記者ヨリ反物一反(モスリン)金四円恵与セラル郵便ヨリ送ラル
- 一 全年七月二日(旧五月十一日)宮里オト来護セリ
- 一 全年七月七日(旧五月十六日)親類懇親会ヲ源郎宅テ開ク
- 一 全年七月十五日全僚玉城善正本部浦崎ノ人組合役所ノ書記ト轟数久田ニ遊フ
- 一 全年七月十六日翁長良章君郡役所雇退職セリ(羽地村字川上旧師匠翁長翁ノ長男当時名護ナリシ堂開地ニ居タリ)
- 一 明治三十九年九月十九日大城幸太君医師合格ノ旨電アリ
- 一 明治三十九年九月二十六日旧八月九日大島袋ヤノ太良ハブニカマル
- 一 全年九月二十六日奈良原知事ヨリ名護招魂堂ヘ宣徳香炉御寄贈アリタリ
- 一 全年十月二日(旧八月十五夜)城海岸ニ於テ湧川、新垣二君ノ家族ト共ニ月見会ヲ佐セリ
- 一 全年十月八日旧八月二十一日仲間亀ヨリカンナミ原土地売却代百二十円入金
- 一 全年十月二十日大雨アリ、兼次校原校長女子二名(十三才、十才)中原学校ヘ朝出校ノ途中

字平敷ジネンサ川ニテ流サレ死亡セリ嗚呼

- 一 全年十月二十六日(旧九月九日)大城寅一君長女出生(妻ハンタの長女ウシ)
- 一 全年十一月十四日(旧九月二十八日)亡祖父三十三年忌焼香執リ
- 一 明治三十九年十一月二十二日月俸十三円ニ増俸
- 一 全年十二月八日火箱一個購入ニ三〇〇(古イモノ古浜へ与フ)
- 一 全年十二月二十八日旧十一月十三日琴那覇ニテ買入島袋源一郎君那覇ヨリ携帯セラレタリ
(昭和九年売却)

◆明治40年(1907)

- 一 明治四十年二月二十六日事務視察ノ為鹿児島熊本福岡ノ三県へ出張ヲ命セラル(県庁)近藤君全行
- 一 明治四十年三月十四日(旧丁未二月朔日)九州視察ノ為メ郷里出発、全十七日那覇築港祝賀会那覇公園ニ挙行尾類御余興初メテ見ル、全十八日広運丸ニテ那覇出航、全二十六日水俣ヲ経テ三角ニ至リ熊本着、二十八日水前寺ニ遊ブ、全日留学中ノ村田精成君面会、全二十九日福岡県飽託郡役所視察、全三十一日二日市下車太宰府参拝、四月一日門司、下ノ関ニヨル、二日門司浜川ノ宅ヲ訪問喜入節子面会郡長ノ伝言ヲ為セリ、四月七日長崎三菱造船場、四月十二日鹿児島出立帰那ノ途ニツク、全十五日那覇着、二十日那覇立護
- 一 明治四十年三月三十一日太宰府参拝管公一千年祭記念トシテ発売『太宰府名所誌』購入セリ
- 一 明治四十年五月四日幸地新蔵君師範ノ補修科へ入校
- 一 全年五月十八日姉マツ男子(徳正)出産
- 一 明治四十年六月六日(旧四月二十六日)大島袋屋ノカナ難産死亡(其日大雨)
- 一 全年六月二十九日(旧五月十九日)勢理客ノ仲村屋ノカナ女子出産(女ナベ)
- 一 明治四十年七月十四日(旧六月四日)源郎宅ニ於テ親類懇親会ヲ開キ出席人員五十八名各種ノ景品ヲ抽選ヲ以テ賑カデアッタ
- 一 全年八月三日東江ノ山入端富一君ヨリ古鏡円形柄付裏松竹梅ノ花月模様アリ(硝子鏡ナキ時代ノ器物)
- 一 全年八月四日(旧六月二十五日)今帰仁村上運天ノ本家ハ飛鳥入り習慣ニヨリ外出シタリト
- 一 全年十月九日金城勘助(ミンズルヤ)氏死亡(在郷軍人)
- 一 全年十月十六日旧九月十日源起氏ハ古家ヲ求メ柱立代六十三(金治工ヤ、カンジャヤ)
- 一 全年十月二十日大城幸次男子出産(幸次ハハタノ長男医師幸太の弟ナリ)
- 一 明治四十年十一月二十日(旧十月十五日)弟三良二男出産(全人ハ大阪ニ出稼中病死、其兄源明モ大阪ニテ死去)
- 一 全年十一月二十六日架設中ノ大井川橋命名ニツキ役場へ希望ヲ述ヘタリ(希望通り行カヌ、

大井川橋ト称フ)

- 一 全年十二月二日旧十月二十七日幸地新之丞死亡六十五才卯ノ人翌三日午後二時葬式
(全人妻マカト明治二十五年旧正月二十六日死亡行歳五十)

3. 明治41年～明治45年代

◆明治41年 (1908)

- 一 明治四十一年一月十二日久志、川田、郡長ト共ニ出張、全十三日高江、新川着(文教場設立調査)
- 一 全月十五日(旧十二月十二日)叔父親川ノ源易ノ父死亡(源易ノ父源愛ハ吾々訓育ノ恩アル人)
- 一 全月二十日長浜盛常君渡布ノ為メ出護、那覇二十二日出航
- 一 全年二月一日水牛角大形一個在台湾屋部憲勇君ニ託シタル分到着代一五〇円
- 一 湧川垣ン門ニテ某女ト逢ッタノハ明治四十一年戊申新三月十四日(旧二月十二日土曜日)デハナイカト思フ、其人ハ丸一店ヨリ黒糖(酒醸造用)買求帰宅ノ途中自分ハ名護ヨリ上運天ノ自宅ヘ土曜日ニ帰ル所、酒ハ当時醸造(各戸随意)其女ハ其春三月頃天底後原馬場ノ東方部落ノ松田某ノ養子徳助ト結婚式ヲ行フトノコトデアッタ、其女ハ其年女児出産セリト聞ク(女ノ母ハ桃原村田大屋ノ次女前田クブ二男分家者ノ妻)湧川馬場ノ西原名垣ン門(?)場所ハ今ノ湧川馬場ノ西方ニ墓所アリ(其周囲ユス木林アリタ覺)其墓所ノ隣接畑(藪作ニシテ)旧道ノ東側ニ沿フタ地(其女トハ前田クブ某ノ長女嫁入先ハ松○徳○ノ養子ナリシト聞ク)
- 一 明治四十一年四月五日仲村カナ(源治兄ノ妻)女子ナベ婦カメ撮影(ナベハ金城栄光君ト結婚、カメハ昭和九年十一月死亡)
- 一 全年五月三日(旧四月三日)大城幸太、兼城カナ結婚披露(カメハ名護町城ノ糸満屋ノ娘女教員)
- 一 村田トク明治四十一年五月二十八日(旧四月二十八日)男子出生、本人ハ六、七歳ノ頃(旧四月十三日死去)
- 一 全年六月二十四日(旧五月二十六日)運天寺原洞穴(テラガマ)ニテハブ見タリ(若山藤野氏同行)
- 一 全年七月四日奈良原前知事銅像除幕式并送別会那覇公園ニ於テ挙リ
- 一 全年七月五日糸満ニテ浦添村字内間宮里ウト面会(元タタミヤ)
- 一 全年七月十六日十八円ニ増俸
- 一 全年十月十八日旧九月二十四日金城新松ト大城マツ結婚ノ式アリタリ(四十三年五月十一日旧四月三日女子出産、後年ニ至リ離婚石嶺幸福ニ嫁シ夫死亡後与那嶺徳助氏に嫁ス)

- 一 明治四十一年十一月十九日徴兵引率(久留米)歩兵第四十八連隊及ビ第五十六連隊へ出張(県庁)、全二十六日三角ヲ経テ久留米着

◆明治42年(1909)

- 一 明治四十二年一月四日(旧戊申十二月十三日)甥源元島袋カメ妻ニ迎フ(雨天)(根神屋)
- 一 全月十九日大塚郡長ヨリ転職方ヲ聞カル
- 一 全月二十七日源元税務所筆耕ニ雇ハル
- 一 全月二月一日樟苗三万本二年生伊豆味「ナリシドウ農会」ヨリ購入上運天拝所并アナガ森へ植付ヲナサシメタリ(拝所ウッチニアタイ樟木ハ目通廻一尺五六寸ニナリタトキ売却大正十二年)
- 一 明治四十二年二月九日郡内有志諸君ノ贈金ヲ以テ送別記念時計目録ヲ受ケタリ(銀側両蓋)(この記念時計は戦後羽地に於て郷里今帰仁の知人玉城矢次郎の長男に売った千円)
- 一 全年二月十二日(旧二月二十一日)農銀書記へ就職ニ付名護出発那覇泉崎一三三三湧田山城方へ投宿其後次ノ場所へ移ル
- 一 明治四十二年二月十六日郡書記辞職願提出、全二十四日辞令発表(農銀書記へ転職ノ為)
- 一 明治四十二年二月二十七日今帰仁ノ友人ヨリ送別会ニ預カリタリ、全二十八日所員ヨリ二葉亭ニ於テ送別会ヲ受ケタリ
- 一 全年三月一日字有志ノ方々ヨリ送別受ケタリ
- 一 全年三月二日字上運天ノ拝所ノアタイニ樟樹一本(名護ノ宿庭ニアリタル手植ノモノヲ記念ノ為此所ニ移植シタリ)ヲ源元ト共ニ手植ヲ為シタリ場所ハ内ノアタイノ上スシ傾斜地ニ石ヲ周囲ニオキ裁ヘタリ(此記念木ハ大正十二年字民ガ拙者源正ノ同意ヲ得スシテ他樟樹之レモ全部小生等ガ寄付シタル記念木ト共ニ全部デ三十余円ニテ売却シタリト(大正十四年帰省初耳)
- 一 明治四十二年三月国頭郡有志ヨリ退職記念トシテ贈呈ヲ受ケタ銀側(両側)懷中時計番号一三五(切通氏上京ノ際服部時計店ヨリ購入)
- 一 明治四十二年四月三日(旧閏二月十三日)泉崎一八八八(国吉良広氏方新屋国吉)へ移転(全四十三年十月七日全家ヨリ田中小路ノ銀行社宅へ移ル)
- 一 全年八月十日ナゴム園ニテ国頭銀行解散式アリタリ
- 一 全年八月二十八日糸満行此日築港ノ鍛冶屋焼失、全二十九日強震アリ被害多シ
- 一 明治四十二年八月源元ヨリ壘六枚注文アリタ
- 一 全年九月十八日(旧八月四日)首里儀保大通ニテ大綱引アリタリ(見物ニ行ッタ)
- 一 全年十月二十六日ハルビンニ於テ伊藤博文公暗殺セラル(十一月四日国葬休業)
- 一 全年十二月二日(旧巳酉十月二十日)甥源元妻カメ女児出生(名フユ)(フユ女子師範卒業羽地稲嶺新里衛妻トナリタ)

◆明治43年(1910)

- 一 明治四十三年三月十日夜十二時那覇局出火焼失(今ノ市役所敷地所在)
- 一 全年四月六日鹿児島新聞記者元吉主幹本部病院ニ於テ病死、火葬(仲吉頭取ヨリ全人火葬手配係員ヘ頼マレタリ)
- 一 明治四十三年旧四月十六日受取りタ親泊模合五十円一二五厘ノ内三十円は幸地新八郎玉城盛元兩人ヘ送前引向預ケ置キ終了ノ時返還ヲ受クル約其預リ証ハ後年ニ至リ幸地新太郎氏ニ於テ徴収スル様証書ヲ送リタリ
- 一 明治四十三年五月十九日於那ハ友人大宜味村塩屋宮城勇正、全村饒波金城田吉兩氏訪問(那ハ大綱引ハ五月十七日波上宮祭アリタ)
- 一 全年五月二十八日(旧四月二十日)大島袋ヤーノ島袋松死亡(二男)
- 一 明治四十三年六月五日(旧四月二十八日)母ナベ那覇上ノ倉春華園写真屋ニテ撮影六十六才(郷里ヘ三枚送ル)(源治、姉マツ、弟三良ヘ)
- 一 東京出張(九段上松並館投宿)(明治四十三年、昭和十二年ヲ去ル二十八年前)
農銀時代会社公債売却代金受取ノ為メ那覇港口ニ於テ辰島丸遭観ノ年其前日大島名瀬京城丸碇泊(帰郷)
- 一 自宅ニ備付仏壇ノ飾幕(模様織物)ハ明治四十三年九月農銀在勤中東京出張土産用トシテ購入シタル卓子掛六枚ノ内ヨリ残シタルモノ(一枚二円)東京市京橋区銀座四ノ十一岐阜屋號神屋商店ヨリ
- 一 明治四十三年十月七日国吉良広方ヨリ田中小路銀行社宅ニ移転セリ、上泉町一ノ一

◆明治44年(1911)

- 一 明治四十四年四月十一日夜市内久米勝連方火事アリタリ

◆明治45年(1912)

- 一 明治四十五年三月十日伊江島視察(二回目初回ハ郡役所在勤中)仲吉頭取代議士選挙運動ノ為メ
- 一 明治四十五年四月十七日(旧□月□日)甥源三郎兄ノ二男台湾ヘ出稼ノ為メ出発(那ハ)

4. 大正元年～大正15年代

◆大正3年(1914)

- 一 大正三年五月八重山出張
- 一 大正三年寅五月十八日八重山郡大浜村平得田原製糖組合借入金貸付調査ノ為メ那覇出発十九日(宮古着) 二十日(島広警察、池間、前里) 二十一日(産組) 二十二日(宮古立) 二十三日(八重山着) 二十四日(大浜、平得) 二十五日(石垣) 二十六日(八重山立) 二十七日(宮古着、産経) 二十八日(産経、六月一日迄役所) 二十九日(役所) 六月二日(暴

風) 三日(魚組) 四. 五. 六日(役所、産経) 七日(宮古立) 八日帰郷

(亀井技師、トーガナ屋(大城)、金城かまど、崎山嗣起、山内朝用、名嘉山安規、長嶺、
恩河、源河朝善、勝米、等知合トナル)

(製糖機、石油発動機資金貸付調査ノ為昭和十年ヲ距ル二十二年前)

- 一 大正三年五月二十一日正敏生後九十四日目先樋川ニ遊ヒニ行ク

◆大正4年(1915)

- 一 大正四年九月一日(旧七月二十二日)女中かめ(上間徳次郎)甥仲村蒲太妻トスル旨内談アリ
タリ
- 一 大正四年(旧九月十八日)仲村源芳(兄源治ノ三男)疫痢死亡
- 一 大正四年十二月五日(旧十月二十九日)死亡(寿七十一才)(母六十六歳ノトキ明治四十三年
六月五日(旧四月二十八日)出覇撮影シタ

◆大正五年(1916)

- 一 大正五年一月十九日古浜マカト分家(旧十二月十五日正敏母マカト)
- 一 全一月二十二日(旧十二月十八日)亡母四十九日祭遥拝ノ為メ崎樋森へ参リタリ(マカトト
共ニ)
- 一 全年一月二十九日与那原書記長辞任、全日書生書記長拝命(四十円)
- 一 大正五年二月二十一日羽地村新城徳助妻仲里カナ女兒出生
- 一 全(先樋川行ヨリ三十二日目)二月二十二日(旧正月十九日)古浜マカト男子(正敏)出生、場
所那覇市東町四ノ四城間恒有氏貸家(隣所知人、古堅畳屋、佐渡川、田名、インチョウハ
ンシ、与那嶺ハンシ、仲本、具志、魚ウイ、渡口店)
- 一 大正五年丙辰二月二十二日(旧正月十九日)那覇市東町四丁目四番地城間恒有氏貸家ニ於テ
誕生(父四十四歳、母二十六歳ノ時出生兄宗恵九歳ノトキ)
- 一 全二月二十六日正敏ト初対面(誕生ヨリ五日目)
- 一 全二月二十八日金武村へ出張
- 一 大正五年三月九日(旧二月五日)大宜味村塩屋泊三月四日嘉陽、五日有銘、七日奥間泊
- 一 全三月十日拙者(源正)体重正味九十三斤(大正十年ノ百十一斤ヲ最高体重ナリトス)
- 一 全三月三十日出張先金武ヨリ帰ル
- 一 四月九日(旧三月七日)普天間宮参詣、徳三郎、下女ウシ、雇人根路銘カマド、比嘉カマダ、
久場島ウト同行
- 一 大正五年四月二十三日(旧三月二十一日)糸満ニ遊ブ
- 一 大正五年四月二十八日識名園ニ於テ尚昌様小笠原百子妃ト結婚披露アリタリ(尚昌様ハ尚
典様ノ嗣子、尚昌様ノ嗣子、尚裕)
- 一 全日大味知事休職(俗にホーミ知事)

- 一 大正五年五月十二日与那嶺蒲助今帰仁村長拝命月俸二十円
- 一 全年六月一日正敏生後(百一日目)体重十一斤
- 一 全年六月六日長浜盛寿君青島へ出発
- 一 大正五年六月三十日旧六月一日正敏撮影(体重十二斤半)
- 一 全年六月三十日今帰仁村役場ニ於テ今帰仁局電信開通式举行
- 一 大正五年(旧七月十九日)姉マツ(当四十九)郷里立、恩納村志良垣泊り、二十日那覇着、全二十一日親子面会、姉等感激、二十二日牧志ヘマカト両親面会、二十五日姉帰宅

◆大正6年(1917)

- 一 大正六年三月二十二日(旧二月十九日)クバ樹三本今の健次屋敷内ニ植エタ(クバ三本クンジャ堂仲宗根ヨリ龍眼三本ハ本部字並里忠五郎ヨリ貰受翌三月二十三日ナガマシノ自分屋敷内ニ植付ケタリ、今ハ源三郎宅地トナル、龍眼木一本トクバ三本ハ成長シツツアリ)
- 一 大正六年六月全国農銀大会開催護得久頭取随行出張、昌平館投宿)

◆大正7年(1918)

- 一 大正七新旧八月十八日ヨリ源治、源治、源三郎、源正四名共同墓所新設着手
- 一 全年旧八月三十日亡母ナベ、亡源芳(源治兄三男)洗骨シタ

◆大正9年(1920)

- 一 大正九新旧三月七寸五分重一組購入十四、四〇丸山店製
- 一 大正九年四月二十七日(旧三月九日)米小売ヲスルコトニシ全月三十日(旧九月十二日)午後五時ヨリ開店準備金庫小三、二〇木ノ錢箱〇、三〇
- 一 大正九年五月二十一日古堅宗恵(当十三)琉球社ニ雇ハル初工賃四十九銭内亡父ノ霊前三十銭自分使用十九銭
- 一 大正九年十一月天妃尋常小学校附設ノ幼稚園入園全十一年三月マデーケ年四ヶ月保育セラレ三月二十二日保育証書全校々長諸見里朝清殿ヨリ交附ヲ受ケタリ、大山先生(女)

◆大正10年(1921)

- 一 大正十年辛酉十二月五日(旧十一月七日)妻マツ借家中島上ノ道那覇市上泉一ノ十四名嘉山良楽氏宅ニ於テ急性胃潰瘍(金城清松、仲吉朝太両医師診断)全日午前六時病死、当時出覇中ノ全人姉宮城マツ(字上運天ノ神職内神)モ看護中デアッタ全日ハ那覇ニ於テ生存中ノ友人并他ノ方々ヨリ告別式ヲ挙ケ懇切ナル吊意ヲ捧ケラル翌朝(十二月六日)死骸ハ自動車二台借切(六十円)郷里上運天甥源三郎君宅ニ送り全日午後五時デアクマシ原墓地ヘ葬送(行歳四十七明治八年生亥ノ人法名◇妙貞信尼)

◆大正11年(1922)

- 一 大正十一年四月□辰尋常小学校へ入学
- 一 大正十一年旧五月十四日上ノ島袋ヤ故豊有(母方叔父)妻ウシ死去サレタ

- 一 大正十一年四月勸農合併ニ付解散手当一、二二〇円特別手当一〇〇円受ケタ
- 一 旧農銀入行以来農銀解散マデ毎期貰授ケタ賞与金総額四、三〇二円五四
- 一 大正十一年十月十九日(旧八月二十九日)兄源治貫屋葺立ニ付費用二拾円寄付セリ(昭和十一年ヲ去ル十五年前)(此建物ハ戦争(日米大戦)ニ全焼シタ)
- 一 大正十一年旧十二月鉄一ノ母八重山ヨリ帰ル(土産子供ノ「オモチャ」トシテ八重山産亀(箱亀チョウチガイ)壱匹持参アリタ

◆大正12年 (1923)

- 一 大正十二年旧五月十日八円ニテ買求メタル小豚壱匹大正十三年旧正月十二日鏡地へ三十六円ニテ売却(益二十八円一ヶ月平均三、五〇)

◆大正13年 (1924)

- 一 大正十三年一月十一日(旧十二月六日)弟源政(三良)妻マツ死去
- 一 大正十三年二月十七日泉崎水張小路(小堀ノ隣リ)ヨリ九円ニテ買取リタル豚十七円五拾銭ニテ売渡(益七、五〇一ヶ月平均二、五〇)
- 一 大正十三年二月第三名護丸ヨリ仲村源元君ノ注文ニ係ル襖一間分(二枚代七、四〇運賃ハ外)送付シタ
- 一 大正十三年四月十三日(旧三月十日)(宗恵ハ)大義丸ニテ大阪市西区阿波掘通り五丁目十八番地琉球織物商宮城正紹商店へ出稼、久茂地町二ノ五七宮城マサ同伴

◆大正14年 (1925)

- 一 大正十四年二月一日(旧正月九日)源正百八斤、長男正敏五十二斤(其後最高百十二斤)
- 一 大正十四年五月七日(旧四月十五日)仲村□三郎(妻ノ姉ツル三男)大島へ真栄田仁王氏ニ雇ハレ出稼ス
- 一 大正十四年五月二十五日仲村源吉大東島出稼先ヨリ帰ル(妻へ一円、正敏へ二円、茶一包、タオル一枚送ル)全人二十九日帰宅
- 一 全年八月十八日(旧六月三十日)真栄田マカ男子出生、夜四時半命名正俊(昭和二十六年壺屋ニ住宅ヲ構ヘタ棟上四月十九日(旧三月十四日))
- 一 大正十四年十月十二日(月曜日)嘉手納知永ノ父三戸ペルーへ出立台北丸ニテ
- 一 大正十四年十月十六日朝三時過与那原大火十戸アリタ
- 一 勸銀支店ノ小使金城良妻双児(甥)出生セリ
- 一 大正十四年新十月二十九日(旧九月十二日)従弟親川原ノ仲村源易妻ウシ死亡(ウシハ郷里在住中下女トシテ二年間程雇ヒイタリ)
- 一 知人小祿村字鏡地タクシノ赤嶺三郎外国ニテ潜水夫勤中死亡ニ付其吊慰金七千円到着内定期預金へ二千円ヲ当座へ五千円預入レタリ(全人ノ同僚生存者伊平屋村東江精昌本人慰労金ハ一万円ナリシト)

遺骨全年十月二日基隆港ニテ着全日葬式挙行旧十五夜

◆大正15年（1926）

- 一 大正十五年十月二十一日(旧九月十五日)上間徳太郎様(姉マツ夫)病死

5. 昭和元年～昭和20年代（戦前）

◆昭和3年（1928）

- 一 昭和三年十一月六日(旧九月二十四日)宗辰連戻ノ為メハンシハ今帰仁ヘ行ク翌七日連レ帰リタリ
- 一 昭和三年戊辰旧十一月十六日洗骨全人ノ実家インガ原幸地屋ノ墓地(水川原)ヘ納骨セリ(納骨ジーシガメ代十円送有セリ)、全人位牌ハ大正□年旧十二月二十九日幸地側ヨリ(久場島アンマ全人亡父新之丞様後妻ト全人姉内神アンマ、全人ノ妹勢理客仲村屋ノカナ三人ニテ当方不承諾ナガラ持出シタヨシ移動シタリ生家(大幸地屋)〈今ハ幸地新松方位牌安置〉
- 一 昭和三年十一月二十六日毛布十八円購求

◆昭和4年（1929）

- 一 昭和四年四月二十四日奥歯(上臼歯)左右各一個金入歯ヲセリ(上ノ倉町楊齒医師)(全部四年目ニ歯根ガ腐敗トレタ)
- 一 全年五月一日弟三良ヘペン4個片刃一個送ッタ
- 一 昭和四年六月十七日源治君ヘ煙草入キセル代六、七三送ル
- 一 全年九月二十三日波上通りヨリアソ山ケン欄一鉢クロトン二鉢(内一鉢ハ現在上泉町二ノ二十七内庭ヘ移植アリ)購入
- 一 全年十月二十一日源治兄全行普天間宮参詣

◆昭和6年（1931）

- 一 自転車昭和六年五月二十五日(鑑札三七七九號、警察二五九九號)(全七年再交附、昭和九年年下期分ヨリ税金負担セズ、廃車届出ニ付キ昭和九年四〇ニテ売却スミ)
- 一 昭和六年七月一日(旧五月十四日)宗辰迎ノ為メ与那嶺マツト共ニ今帰仁村ヘ出掛ケ翌七月二日同伴帰覇セリ(辰ハ六月二十日(旧五月十五日御祭ノ日)今帰仁ヘ母ト共ニ帰ヘリ居リタリ)
- 一 昭和六年八月十五日(福岡支店長見送帰途)山本畜音器安元氏ヨリ壺台購入セリ代金五十円(昭和十年売却セリ八円ニテ)
- 一 全年十月二十三日レコード二十一枚購求

◆昭和7年（1932）

- 一 昭和七年ニ渡□シタ上間徳正妻ハナ子六年振リニ其母洗骨ノ為メ帰省、十二年一月十八日湖北丸ニテ全日午後二時郷里ヘ立ッタ

- 一 全年九月特選毛布二枚購入一枚十一円ツ、(内一枚は昭和九年□月村田精徳氏へ分譲セリ)
- 一 昭和七年十月十五日(旧九月十六日)下泉町二ノ七五(饒波氏宅)ヨリ二ノ二七(鉢嶺オミト氏宅)へ移転セリ
- 一 全年十一月三日庭ニカ菜与那城村字屋慶名真喜屋氏ヨリ二十束分苗買求移植セリ(昭和九年冬ニ至リ殆ト九分通り枯死)

◆昭和8年(1933)

- 一 昭和八年七月二日(旧閏五月十日)郷里ノ兄源治ノ来覇ヲ機トシ糸満遊覧(宗辰六オヲ連レテ)厚遇屋ニ於テ昼食愉快ニ遊ビ往ハ輕鉄還□□兄ハ翌三日帰宅シタ(全人ハ六月二十七日出覇滞在八日間当方ヨリ記念トシテ編冠笠(アミガサ)ト老眼鏡(メガネ)ヲ与エタ、七月一日ノ夜ハ宗恵、永輔、□次郎ニ案内セシメ辻遊郭へ遊ビニ出シタ)
- 一 昭和八年八月三十一日(旧七月十一日)株式会社日本勸業銀行定年退職(慰勞金三千円、賞与金一二〇円、行員送別四〇円、全年十月三十日身元保証積立買金一二八七二九、銀行負債源三郎外九
 - 一六六、三七 立津へ返
 - 三九、八六 全人旅費
 - 残五七一、三五 内三五、二八 マジヤ系組合へ
 - 残五三六、〇七
 - 内三三六、〇七 内払戻八一、一三円
 - 残二〇〇円 負債支払額ナシ
- 一 昭和八年九月一日下泉町二ノ三一二建設中孝徳氏建物(宅地ハ国吉氏所有)一、五〇〇円ニテ買入(直チニ解約セリ)(昭和八年十月十六日買戻)
- 一 昭和八年旧八月十三日惻正敏今帰仁村上運天へ帰省便ニテ私本家父母ノ霊前へ備付トシテ前記(霊前飾器)ノ外ニ蠟燭立(真鍮製)一對(一、四〇)、中央ニ置台漆器(五〇)、足附丸盆一個(四〇)硝子盃(一個)ヲ記念トシテ寄附セリ
- 一 昭和八年九月買求タル大籠原(チブラ屋後)山林四百坪程(チブラヤノ後元□タンメ所有)昭和十年□□月□□精成君へ五十五円ニテ売却セリ

◆昭和10年(1935)

- 一 昭和十年三月四日(旧正月二十九日)正敏泊港浚渫工夫ニ従事、全年四月九日マデ全所ニテ引継仕事ニ従事シ、翌十日ヨリ全十六日(旧三月十七日)マデ那覇港ニテ浦島丸空亀掃除ニ従事シ居リタリ、全四月十七日ヨリ仕事ヲ休ミ引籠ル(健康勝レザルタメ)
- 一 全月二十一日(旧三月十九日)古波倉医師ノ診察ヲ受ケ肺炎シカケノ模様ナレバ静養方勸メラル
- 一 全月二十四日大正医院(高江洲)ノ診断ヲ受ケ、全二十五日ヨリ熱高クナリ「セキ」トサッ

コービ類発、全二十六日午前九時過全医ノ来診ヲ受ケ注射ニヶ所へ、其後甚シク苦痛ノ体、病名急性肺炎、死之前後草汁見タ様ノ液汁吐出アリタルヨリ、推察スルニ心臓破裂モ全時に起シタルモノノ如シ、病名急性肺炎(サッコビート共ニ肺ヨリ出血スル紅色ノ血モ混出アリタ)

- 一 昭和十年四月二十六日午前十一時薬石ノ効ナク遂ニ眠ルガ如ク長逝セリ(嗚呼悲哉)行歳二十歳、徴兵検査ヲ来年(十一年)ニ控エ現役ヲ期待シツ、病魔ノ為メニタオレタルハ残念至極ナリ
- 一 翌四月二十七日(旧三月二十五日)ニ葬式ヲ行フコト、シ、墓所ハ市外古波倉小字松尾原ニ全原「屋号山野ノ山城」ノ貸墓ヲ一時三十円ノ貸料ヲ出シ(十円ハ即日残二十円ハ五月十四日)外ニ自費拾円程ノ材料費ヲ以テ、自費ヲ以テ修理を加エ其墓ヲ墓ノ位置松尾原啞学校ノ北方県道ヨリ壺屋ニ通ゾル新通ニ沿フ、糸嶺家ノ本墓所ヨリ東南ニ向ク、山野小高キ森端ゾシ三ツ墓(ソレ共)ノ一ツナリ(一ツハ名護許田ノ比嘉、一ツハ小禄辺ノモノ、墓)ナリ初七日祭ハ五月二十二日(旧三月三十日)七七日祭ハ六月十三日(旧五月十三日)百ヶ日ハ八月三日(旧七月五日)ニ行ッタ
- 一 全年五月十日在那覇正敏友人三十五名墓前ニ集合盛大ニ追悼会ヲ催シ追悼ノ辞ヲ朗読焼香ヲ済マシ然ル後自宅全人位牌前ニ一同参拝夜八時退散セリ

◆昭和12年(1937)

- 一 昭和十二年丁子一月十九日(旧丑年十二月七日)運天上原山君(上原孝四郎長男)本宅瓦葺新築祝トシテ掛軸(松竹梅)三幅封表装ノ上贈呈セリ(価格五円)(大井川マデ真栄田ヨシニ託シ前掟屋ノ妹経テ送付シタ)

◆昭和19年(1944)

- 一 故正敏洗骨昭和十九年申八月二十五日(旧七月七日)翌二十六日郷里今帰仁村字上運天ヘ納骨、本墓所開扉ハ場合ヲ見テ納骨スル慣例ナルニヨリ仮墓(故源郎ノ墓)ニ納骨シオキタ

6. 昭和21年～昭和35年代(戦後)

◆昭和23年(1948)

- 一 宗恵夫婦ハ一九四八年八月二十八日(旧七月二十四日)那覇ヘ転居した(羽地田井等トクマシ仲尾方より)

◆昭和24年(1949)

- 一 昭和二十四年(1949)旧三月二日記念写真(羽地田井等に於て源正、マカト、宗恵、マカテ(トミ)、宗辰、温子、順子、ヨリコ、比嘉ツル、ミヨ子、家主トクマシのアンマ)
- 一 昭和二十四年(1949)三月十三日(旧二月十四日)兄源治の次男仲村源三郎私生女和子(母穴川の湧川ぬ屋婦未亡人)は本部町伊豆味(屋號?)島袋哲夫と結婚の日新婦の宅へ当方十名

位の親類に行った(源正七十六才)

- 一 昭和二十四年(1949)四月十五日(旧三月十八日)自家住家建設資材那覇へ運搬した、全日温子、ヨリ子モ辰も全車出覇
- 一 昭和二十四年(1949)巳丑五月九日(旧四月十二日)名護警察署(警察署書記)在職中執務中防犯係巡查比嘉慶一郎氏が戯れに肖像画に写したもの

◆昭和25年(1950)

- 一 宗辰昭和二十五年(1950)二月二十五日(旧正月九日卯)(出)ヨリ沖縄工業協会会計課書記就職(課長中山安貞)三月ヨリ俸給

◆昭和26年(1951)

- 一 昭和五十一年三月三十一日宗辰沖縄工業協会 月俸三千百円

◆昭和28年(1953)

- 一 昭和二十八年(1953)四月真和志大道区八班々長就職迄は公職俸給取生活(明治二十三年、昭和二十八年四月まで)者であったため蓄髭は一度もやらなかった、現在無職隠居ノ境遇なるに依り延髭決意した(上ひげばかり)
- 一 昭和二十八年(1953)十一月二十五日(旧十月十九日)前記兩名(幸地新蔵氏妻と新松妻)ハ亡妻マカト死亡焼香ノ為來宅(位牌ノコトハ一言モシナカッタ)
- 一 昭和二十八年十二月一日(旧十一月三日)長男幸地新蔵妻と二男新松妻二人來訪(大道八班自宅)故妻ノ位牌引取方ノ申出アリタリ(米三升と金三〇〇円と土産持参)今ニ至リ自分等ニ対シ何等ノ承諾ナク甥源三郎宅ニ安置シアリタル故妻ノ位牌ハ実家幸地屋ヘ引取りタルヲ以テ当方ヘ迎エルコトハ絶対ニ不承諾ノ旨申□ミ拒絶セリ(金三〇〇円米二升土産として持参)

◆昭和29年(1954)

- 一 昭和二十九年(1954)一月七日宗辰は役所戸籍より除籍証明を大道区長より受けた旨区事務所女員より初めて聞いた

一 家造 上棟式

板の表に「紫微鑿駕」の四字を認め其裏に「霜柱氷軒雪桁雨棟露之茸草」の十二文字若しくは「福如東海広」の五文字を横書きにして棟木に吊す落成の時首尾祝をなし三日目に「カヤバナ」と称して木やり歌をうたひながら木の切れ端を川口迄曳き行く慣例あり

木やり歌

- 一 原々よー木茸も嘉例吉、杣山よ若伊集嘉例吉、底山よー若伊集手輕さー、ヒャー
- 一 霜柱立て、雪の桁はけて、長雨(ナガシ)きちかて、露の茸草

掘立小屋を造る時は左(下)の歌を誦して一人は潮水を噴き一人は粟飯を噴き出すなり

- 一 此の殿内の四つの角柱(シンバイ)、八つの金柱(カナバイ)、植えて留どめて、北(ニシ)の

海の鯨いさば

徳は内鬼は外、潮の吹ちゆる、泡の吹ちゆる、ミャーウー、チャーウー、フー、フー

一 唐手の種別

ナイハンナ(一段より三段)、パッサイ、ピンアン(五段迄)、クーサンクー(大小長)、チンティー、チントゥ、ローハイ、五十四方、ジッテイ、サンチン、ワンンダウ、ジー、ヂューン等

一 人間の病気の際其の手足に浮腫(むくみ)が来た、之は心臓衰弱の兆候だ

一 昭和二十九年(1954)六月九日宗恵夫妻は比嘉マケット自分の店にて妻マカテ(とみ)が金の要求ありたるをとがめ其晩帰宅後宗恵は私と妻とみを呼び家事上の都合により夫婦離別他地方へ転出させるを得ざるにより私も他に出て貰いたいとの相談ありたり

一 胎児の位置が左にあれば男、右にあれば女と云ふ説も華陀から出たもの(今日の学問から見ると価値のない俗説に過ぎないかも知れないが、その俗説が今日までも伝へられてゐる点から見ても華陀医方が信仰された事が知られる(一九五四年十二月二十三日琉球新報四頁学芸東恩納寛惇氏方漫談より)

◆昭和30年(1955)

- 一 昭和三十年(1955)九月十七日(旧八月二日)八重山行の「みどり丸」にて宮古を経て翌十八日(旧八月二日)八重山島安着
- 一 全年十月十日(旧八月二十五日)当地へ転出の郷里本部屋(亡兄源治妻カナの実家の甥)長浜盛次(目小)を字新川の住宅に至り面会を得て非常に嬉しかった

◆昭和33年(1958)

- 一 終焼香三十三年忌ハ一九五三年十二月十二日(旧十一月七日)新松君名護ノ宅ニ於テ行ッタ

◆昭和35年(1960)

源正八十八才戸かち祝を行う

7. 旧記・位牌

・旧記

五良仲村

妻マカト

- 一 五良仲村ハ上ノ屋ノ三男ニシテ普天間屋ノ元祖ナリト

- 一 マカトハ耕作屋ノ娘ニシテ一男二女ヲ産ム

長男ハ童名太良此方コソ吾上運天村(今ハ字)ニテノ吾々ノ祖先ナリ長女ハ同村屋号目小屋(ミーグウヤー)ヘ嫁シ(名ハ不詳)

次女ンタハ同村大田屋ヘ嫁シタリ(母ハ同腹ニシテ父ハ異ナレリ父不詳)

◎太良仲村(西原イラバ屋ノ落胤)

妻マツ

太良仲村ハ前記吾々(仲村源郎、仲村源治、同源起、同源正、源易)ノ祖父母ノ四代目ノ元祖ニシテ仲宗根村トキジン原イラバ屋ノ祖先ガ前記五良仲村妻マカトト内通出生シタル人ナリト(所謂私生児)

- 一 妻マツハ上運天村字桃原ノ村田兼次ンシュ(旧役名)ノ女子ニシテマツノ同胞兄弟ハ村田文子(掟マデ勤務字書ノ名人)ワルミ原大真栄田ノ人ノ妻此人ノ位牌ハ当分親川原(今ハウキタ原)仲村源愛童名加那其相続人仲村松(ハガナ事)ノ内ニ存置セリ他ノ兄弟ハ名不明右太良仲村長男ハ吾々(源正等)ノ祖父ニシテ妻(名不詳)ハ実家不詳娘ナリ

附

源治ノ内安里ノ目ブタ屋ニ迎エタル位牌ハ勢頭神屋ノ子孫ナリ位牌相続スル親類ナキニ依リ曾祖母之ヲ氣ノ毒ニ思ヒ迎エタリト

・イラバ屋ノ位牌扣

イラバ屋ノ位牌ヲ迎扣ヘタルモノ(イラバ屋ハ絶家トナル)最後ノ山島袋(源起ノ兄加那ノ養父ノ加那モ絶家トナル)トガヤ屋ニ位牌迎ヘタル

- 一 母カマタ 嘉慶十三年戊辰十二月二十五日死亡
- 一 徳諸喜田 同十三年戊辰十二月二十日死亡
- 一 徳諸喜田妻 同二十三年戊寅五月十一日死亡
- 一 山島袋巳ノ人 明治三年庚午五月二十九日死亡
- 一 山島袋妻ウタ申ノ人 明治二十八年乙未正月二十九日死亡(寿八十四歳)
- 一 山島袋次女カナ 明治二十年丁亥四月二十四日死亡

・トガヤ屋ノ位牌

- 徳諸喜田 嘉慶十三年戊辰十二月二十日
- 徳諸喜田母カマタ 嘉慶十三年戊辰十二月二十五日
- 徳諸喜田妻 天保十三年壬寅九月十四日
- 太良仲村 明治七年申戌二月十七日(源郎祖父)
- 松仲村 明治十四年辛巳閏七月八日(源郎父)
- 松仲村長男太良 明治十二年己卯三月二十八日
- 松仲村次男五良 明治八年乙亥九月二十六日
- 太良仲村妻マツ 安政元年甲寅十一月六日
- マツ仲村妻ウシ 明治三十二年己亥五月二十一日

仲村源郎（松） 妻カマダ 大正二年旧九月二十日

仲宗根区田原の目ブタ屋故仲村太郎次男清徳より聞いた。炬港の上流にある古墓は吾々トガヤ門中は旧正月十六日、七月七日七夕参拝するを例とせり。アマン川と云う。
キビキナには前記清徳祖先の墓あり。その北方広い耕地は、クニブと云う。この古墓は、トキジン原イラバ屋と関係あるならん。年のため記シオク。



大井川下流のアマンガー付近

第 Ⅲ 部 辞令書関係資料目録

この辞令書関係資料目録は、仲村源正氏の辞令書や証書などが閉じられた綴一つのまとまりとして整理した。最初に示してある番号（第1号～第102号）は古い年月日から順序よく並べ、便宜的に番号を付したものである。なお、第Ⅳ部の辞令書関係資料（写真）の番号と一致する。綴になっていない『記録』や著書などの資料は、この目録に入れてない。ただし、綴に入っている入学願書や退校願書、辞職願書・診断書・履歴書などは含まれている。

辞令書関係資料の第1綴は、学校関係の証書、第2綴は今婦仁番所・役場関係の辞令書、第3綴は国頭郡役所関係の辞令書、第5・6綴は沖縄県農工銀行・日本勧業銀行時代の辞令書、第7綴は国頭愛楽園・沖縄民政府警察署の辞令書である。次に年月日を記し、さらに辞令書の内容・受給者・発給者の順に示した。本稿では法量や印や紙質については省略した。

第1綴（今婦仁・天底・国頭高等小学校）

番号	発給年月日	辞令書の内容	受 給 者	発 給 者
第1号	明治16年2月25日	卒業証書（初6級）	沖縄県 平民仲村源正	沖縄県今婦仁学区今婦仁小学校
第2号	明治16年11月28日	卒業証書（初5級）	沖縄県今婦仁平民仲村源正	沖縄県今婦仁学区今婦仁小学校
第3号	明治18年8月29日	卒業証書（初4級）	沖縄県 平民仲村源正	沖縄県今婦仁学区今婦仁小学校
第4号	明治19年7月24日	卒業証書（初3級）	沖縄県 平民仲村源正	沖縄県今婦仁学区今婦仁小学校
第5号	明治20年3月15日	卒業証書（初2級）	沖縄県 平民仲村源正	沖縄県今婦仁学区今婦仁小学校
第6号	明治20年7月30日	卒業証書（初1級）	沖縄県 平民仲村源正	沖縄県今婦仁学区今婦仁小学校
第7号	明治21年3月29日	卒業証書（中6級）	沖縄県 平民仲村源正	今婦仁小学校
第8号	明治22年3月	修業証書（尋4級）	沖縄県 平民仲村源正	沖縄県国頭地方今婦仁間切天底尋常小学校
第9号	明治22年3月23日	卒業証書（尋・小）	仲村源正	沖縄県国頭地方今婦仁間切天底尋常小学校
第10号	明治22年4月29日	依頼書（仮授業生）	上運天村仲村源正	天底尋常小学校□□沖縄県訓導尾西幾三郎
第11号	明治23年1月	入学願書	国頭地方高等小学校御中	沖縄県今婦仁間切平民仲村源正（保証人仲村源正）
第12号	明治23年7月29日	修業証書（高・小1年）	平民仲村源正	沖縄県第五区国頭高等小学校
第13号	明治23年12月3日	退校願書	国頭高等小学校御中	国頭高等小学校2年生仲村源正

第2綴（今帰仁番所・役場時代）

番号	発給年月日	辞令書の内容	受給者	発給者
第14号	明治23年12月3日	今帰仁間切文子(辞令)	仲村源正	沖縄県国頭役所
第15号	明治27年11月20日	今帰仁間切相附文子(辞令)	仮文子仲村源正	沖縄県国頭役所
第16号	明治30年4月10日	今帰仁間切雇月俸金(辞令)	仲村源正	国頭郡役所
第17号	明治30年12月15日	一時給与金(証書)	元国頭郡今帰仁間切相付文子 仲村源正	沖縄県県庁
第18号	明治31年4月5日	一時賞金給与金(証書)	雇仲村源正	今帰仁間切役場
第19号	明治31年4月13日	月俸金(証書)	今帰仁間切雇仲村源正	国頭郡役所
第20号	明治31年9月26日	月俸金給与(証書)	今帰仁間切雇仲村源正	国頭郡役所
第21号	明治31年12月27日	賞金給(証書)	雇仲村源正	今帰仁間切役場
第22号	明治32年7月31日	月俸金(証書)	今帰仁間切雇仲村源正	国頭郡役所
第23号	明治32年12月18日	辞職願書	(国頭郡長喜入休殿)	
第24号	明治32年12月19日	依願書	今帰仁間切雇仲村源正	国頭郡役所
第25号	明治32年12月29日	賞金給与	雇仲村源正	今帰仁間切役場

第3綴（国頭郡役所時代）

番号	発給年月日	辞令書の内容	受給者	発給者
第26号	明治32年12月20日	通弁雇月俸金(辞令)	仲村源正	国頭郡役所
第27号	明治33年6月8日	国頭郡役所雇月俸金給与(辞令書)	仲村源正	沖縄県庁
第28号	明治33年12月5日	月俸金給与(証書)	国頭郡役所雇仲村源正	沖縄県庁
第29号	明治33年12月24日	事務格別勉勵給与(証書)	国頭郡役所雇仲村源正	沖縄県庁
第30号	明治34年12月16日	月俸金給与(証書)	国頭郡役所雇仲村源正	沖縄県庁
第31号	明治34年12月25日	事務格別勉勵賞金給与(証書)	国頭郡役所雇仲村源正	沖縄県庁
第32号	明治35年8月1日	第一科勤務兼文書取扱専務(辞令)	雇仲村源正	国頭郡役所
第33号	明治35年12月2日	月俸金給与(証書)	国頭郡役所雇仲村源正	沖縄県庁
第34号	明治35年12月23日	事務格別勉勵金給与(証書)	国頭郡役所雇仲村源正	沖縄県庁
第35号	明治36年12月11日	事務格別勉勵金給与(証書)	国頭郡役所雇仲村源正	沖縄県庁
第36号	明治37年12月22日	事務格別勉勵金給与(証書)	国頭郡役所雇仲村源正	沖縄県庁
第37号	明治38年1月26日	任沖縄県国頭郡書記(辞令)	国頭郡役所雇仲村源正	沖縄県庁(印)
第38号	明治38年1月26日	月俸金給与(証書)	国頭郡書記仲村源正	沖縄県庁
第39号	明治38年8月27日	(証明書)	国頭郡書記仲村源正	国頭郡役所
第40号	明治39年11月22日	月俸金給与(証書)	国頭郡書記仲村源正	沖縄県庁
第41号	明治39年12月22日	事務格別勉勵金給与(証書)	郡書記仲村源正	沖縄県県庁

第42号	明治40年 2月26日	出張命令（書）	国頭郡書記仲村源正	沖縄県庁
第43号	明治41年 3月30日	事務格別勲励金賞与（証書）	国頭郡書記仲村源正	沖縄県庁
第44号	明治41年 5月 7日	兵事主任（辞令）	郡書記仲村源正	国頭郡役所
第45号	明治41年 7月16日	月俸金給与（証書）	国頭郡書記仲村源正	沖縄県庁
第46号	明治41年11月 9日	出張命令（書）	国頭郡書記仲村源正	沖縄県庁
第47号	明治41年12月17日	事務格別勲励金賞与（証書）	国頭郡書記仲村源正	沖縄県庁
第48号	明治42年 2月15日	辞職願（書）	（沖縄県知事日比重明殿）	（国頭郡書記仲村源正）
第49号	（第47号と同一内容の辞職願書）			
第50号	明治42年 2月15日	診断書（写）		
第51号	明治42年 2月23日	俸給（証書）	国頭郡書記仲村源正	沖縄県庁
第52号	明治42年 2月23日	依願書	国頭郡書記仲村源正	沖縄県庁
第53号	明治42年 3月15日	在官金給与（証書）	元国頭郡書記仲村源正	沖縄県庁
第54号	明治43年 9月28日	「依願免本官等の退官の事由記入事項」	雇仲村源正殿	知事官房 沖縄県知事官房の印
第55号		履歴書雛形		
第56号		履歴書	（沖縄県国頭郡役所通弁雇仲村源正）	
第57号		履歴書	（今帰仁間切上運天村百四十二番地平民仲村源正）	

第5・6綴（沖縄県農工銀行・日本勧業銀行時代）

番号	発給年月日	辞令書の内容	受給者	発給者
第58号	明治42年 3月13日	辞令・月俸金給与（辞令書・証書）	仲村源正	舊沖縄県農工銀行
第59号	明治42年 6月30日	月俸金給与（証書）	書記仲村源正	舊沖縄県農工銀行
第60号	明治44年 6月28日	月俸金給与（証書）	書記仲村源正	舊沖縄県農工銀行
第61号	大正元年12月18日	月俸金給与（証書）	書記仲村源正	舊沖縄県農工銀行
第62号	大正 2年 6月30日	月俸金給与（証書）	書記仲村源正	舊沖縄県農工銀行
第63号	大正 5年 3月20日	手紙	仲村源正宛	
第64号	大正 6年 8月 6日	辞令（辞令）	庶務係書記仲村源正	舊沖縄県農工銀行
第65号	大正 6年 9月14日	辞令（辞令）	書記仲村源正	舊沖縄県農工銀行
第66号	大正 6年12月30日	臨時手当金支給（証書）	書記仲村源正	舊沖縄県農工銀行
第67号	大正 7年 1月26日	辞令（辞令）	鑑定係兼整理係書記仲村源正	舊沖縄県農工銀行
第68号	大正 7年 1月26日	辞令（辞令）	鑑定係書記仲村源正	舊沖縄県農工銀行
第69号	大正 8年 5月31日	月俸金給与（証書）	書記仲村源正	舊沖縄県農工銀行
第70号	大正 9年 1月31日	臨時手当金支給（証書）	書記仲村源正	舊沖縄県農工銀行
第71号	大正 9年 1月31日	月俸金給与（証書）	書記仲村源正	舊沖縄県農工銀行
第72号	大正 9年12月25日	特別慰労金給与（証書）	書記仲村源正	舊沖縄県農工銀行
第73号	大正11年 4月25日	辞令・月俸金支給（辞令書・証書）	書記仲村源正	日本勧業銀行
第74号	昭和 3年 1月 1日	月俸金給与（証書）	書記仲村源正	日本勧業銀行
第75号	昭和 4年 1月 1日	月俸金給与（証書）	書記仲村源正	日本勧業銀行

第7綴（国頭愛楽園・沖縄民政府警察署時代）

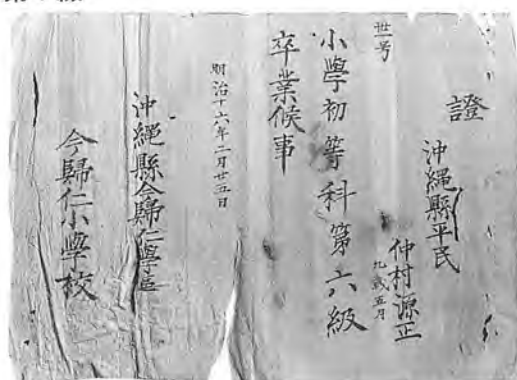
番号	発給年月日	辞令書の内容	受給者	発給者
第76号	昭和13年9月23日	月俸給与	仲村源正	国頭愛楽園
第77号	昭和13年12月27日	慰労金	巡視仲村源正	国頭愛楽園
第78号	昭和14年11月30日	月俸給与	巡視仲村源正	国頭愛楽園
第79号	昭和14年12月22日	慰労金	巡視仲村源正	国頭愛楽園
第80号	昭和15年4月1日	辞令	仲村源正	慰安会々長塩沼之助
第81号	昭和15年4月24日	慰労金給与	巡視仲村源正	国頭愛楽園
第82号	昭和15年6月30日	月俸金給与	巡視仲村源正	国頭愛楽園
第83号	昭和15年6月30日	賞与	巡視仲村源正	国頭愛楽園
第84号	昭和15年12月23日	慰労金給与	巡視仲村源正	国頭愛楽園
第85号	昭和16年3月31日	慰労金給与	巡視仲村源正	国頭愛楽園
第86号	昭和16年6月30日	慰労金給与	巡視仲村源正	国頭愛楽園
第87号	昭和16年6月30日	月俸給与	巡視仲村源正	国頭愛楽園
第88号	昭和16年10月24日	辞令・月俸給与	仲村源正	国頭愛楽園
第89号	昭和16年11月10日	感謝状	仲村源正	沖縄救済協会
第90号	昭和16年12月10日	慰労金給与	指導員仲村源正	国頭愛楽園
第91号	昭和17年3月31日	月俸給与	指導員仲村源正	国頭愛楽園
第92号	昭和17年3月31日	慰労金給与	指導員仲村源正	国頭愛楽園
第93号	昭和17年4月16日	辞令	仲村源正	国頭愛楽園慰安 会長塩沼英之助
第94号	昭和17年6月25日	慰労金給与	導員仲村源正	国頭愛楽園
第95号	昭和17年12月10日	慰労金給与	指導員仲村源正	国頭愛楽園
第96号	昭和18年6月30日	月俸給与	指導員仲村源正	国頭愛楽園
第97号	昭和18年11月10日	感謝状	仲村源正	沖縄救済協会
第98号	昭和18年12月21日	慰労金給与	指導員仲村源正	国頭愛楽園
第99号	昭和19年12月21日	慰労金給与	指導員仲村源正	国頭愛楽園
第100号	昭和20年2月16日	賞与	指導員仲村源正	国頭愛楽園
第101号	1946年5月10日	辞令	古堅源正	沖縄民政府
第102号	メモ			

第Ⅳ部 辞令書関係資料

仲村源正氏の辞令書関係資料を綴別に、そして年月日の古い方から配列した。辞令書（写真）に付した通し番号は、第Ⅲ部の目録と対応する。なお、各写真の下か横に辞令書発給の年月日とその内容を記した。

- 第1綴 今帰仁・天底・国頭高等小学校時代（第1号～第13号）
- 第2綴 今帰仁番所・役場時代（第14号～第25号）
- 第3綴 国頭郡役所時代（第26号～第57号）
- 第5・6綴 沖縄県農工銀行・日本勧業銀行時代（第58号～第75号）
- 第7綴 国頭愛楽園・沖縄民政府時代（第76号～第102号）

第1綴



第1号 明治16年2月25日

「小学初等科第六級卒業候事」



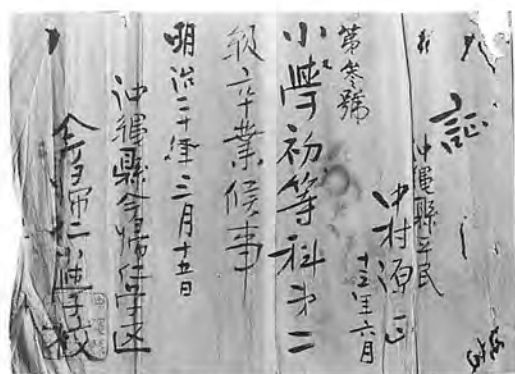
第4号 明治19年7月24日

「小学初等科第三級卒業候事」



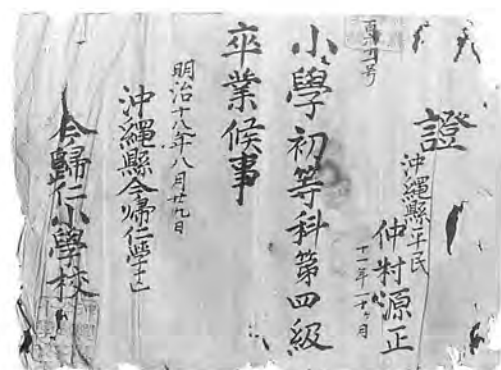
第2号 明治16年11月28日

「小学初等科第五級卒業候事」



第5号 明治20年3月15日

「小学初等科第二級卒業候事」



第3号 明治18年8月29日

「小学初等科第四級卒業候事」



第6号 明治20年7月30日

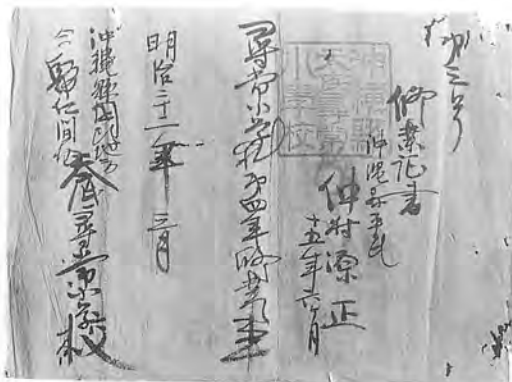
「初等科第一級卒業候事」



第7号 明治21年3月29日
「小学中等科第六級卒業候事」



第10号 明治22年4月29日
「仮授業生依頼候事」



第8号 明治22年3月
「尋常小学校第四年修業事」



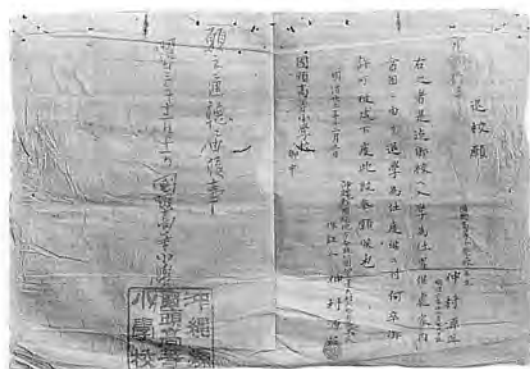
第11号 明治23年1月
「右之者今般御校へ入学為致度尤毛入学ノ
上ハ御規則等堅ク為相守可申候間何卒御
許可被下度此段奉願候以上」



第9号 明治22年3月23日
「尋常小学校ヲ卒業シ人物並ニ学力尋常ナルヲ
証ス」



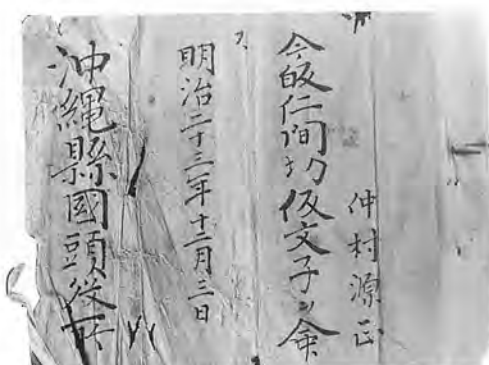
第12号 明治23年7月29日
「高等小学科第一年修業候事」



第13号 明治23年12月3日

「右之者は迄御校へ入学為仕置候処家内貧困ニ
由り退学為仕度候ニ付何卒御許可被成下度此
段奉願候也」

第2綴



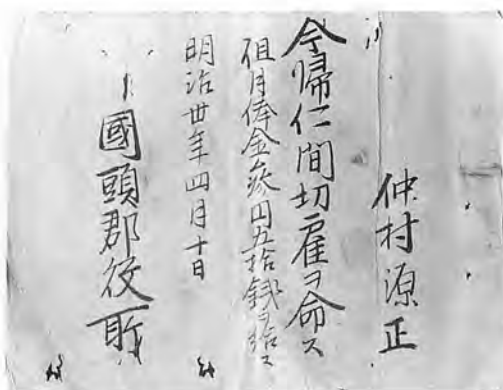
第14号 明治23年12月3日

「今歸仁間切仮文子ヲ命ス」



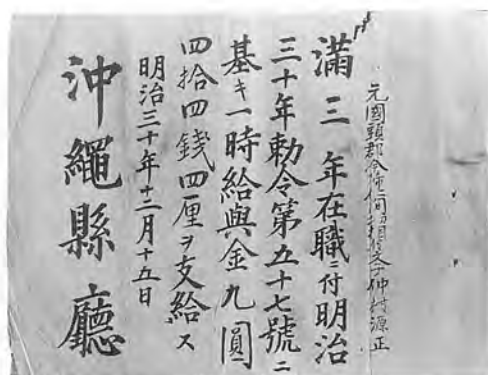
第15号 明治27年11月20日

「今歸仁間切相附文子ヲ命ス」



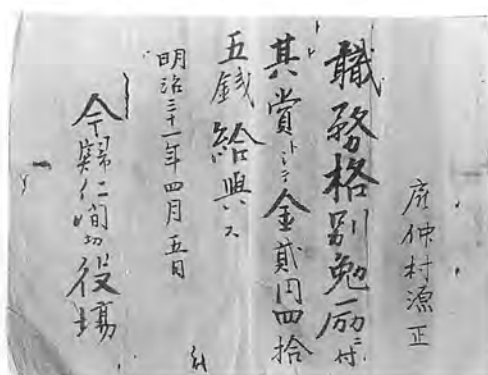
第16号 明治30年4月10日

「今歸仁間切雇ヲ命ス但月俸金參円五拾銭ヲ
給ス」



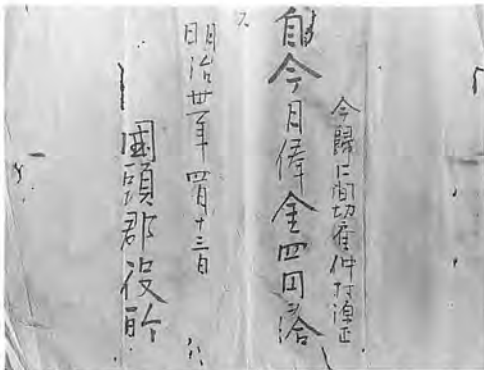
第17号 明治30年12月15日

「満三年在職ニ付明治三十年勅令第五十七
號ニ基キ一時給與金九圓四拾四錢四厘ヲ支給ス」



第18号 明治31年4月5日

「職務格別勉勵ニ付其賞トシテ金貳円四拾五錢
給與ス」



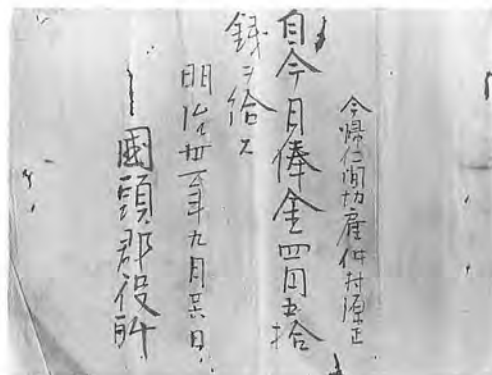
第19号 明治31年 4月13日

「自今月俸金四圓ヲ給ス」



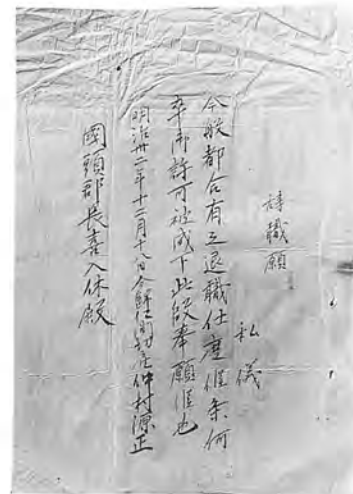
第22号 明治32年 7月31日

「自今月俸金五圓ヲ給ス」



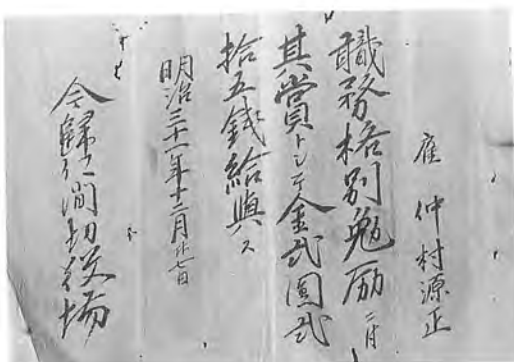
第20号 明治31年 9月26日

「自今月俸金四圓五拾錢ヲ給ス」



第23号 明治32年 12月18日

「今般都合有之退職仕度候条何卒御許可被成下
此段奉願候也」



第21号 明治31年 12月27日

「職務格別勉勵ニ付其賞トシテ金貳圓貳拾五
錢給与ス」



第24号 明治32年 12月19日

「依頼雇ヲ解ク」

國頭郡役所 仲村源正
職務格別勉勵二付
為其賞金貳円五拾錢給與ス
明治三十二年十二月廿九日
今歸仁間切役場

第25号 明治32年12月29日

「職務格別勉勵二付為其賞金貳円五拾錢給与ス」

國頭郡役所 仲村源正
月俸金八圓給與ス
明治三十三年十二月五日
沖繩縣廳

第28号 明治33年12月5日

「月俸金八圓給与ス」

第3綴

國頭郡役所
通弁雇ヲ命シ月俸金七圓ヲ給ス
仲村源正
明治三十二年十二月二十日

第26号 明治32年12月20日

「通弁雇ヲ命シ月俸金七圓ヲ給ス」

國頭郡役所 仲村源正
事務格別勉勵二付
為其賞金貳圓給與ス
明治三十三年十二月廿四日
沖繩縣廳

第29号 明治33年12月24日

「事務格別勉勵二付為其賞金貳圓給与ス」

國頭郡役所 仲村源正
命月俸金七圓給與ス
明治三十三年六月八日
沖繩縣廳

第27号 明治33年6月8日

「国頭郡役所雇ヲ命シ月俸金七圓給与ス」

國頭郡役所 仲村源正
月俸金九圓給與ス
明治三十四年十二月十六日
沖繩縣廳

第30号 明治34年12月16日

「月俸金九圓給与ス」

第34号 明治35年12月23日

「事務格別勉勵二付金九円賞与ス」



第35号 明治36年12月11日

「事務格別勉勵二付金六円賞与ス」



第36号 明治37年12月22日

「事務格別勉勵二付金五円賞与ス」

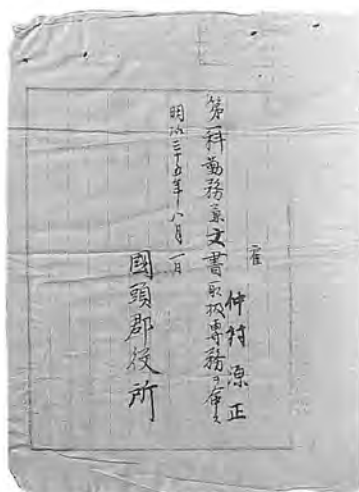


第31号 明治34年12月25日

「事務格別勉勵二付為其賞金六円給与ス」

第32号 明治35年8月1日

「第一科勤務兼文書取扱専務ヲ命ス」



第33号 明治35年12月2日

「月俸金拾円給与ス」





第37号 明治38年1月26日

「任沖繩縣國頭郡書記」



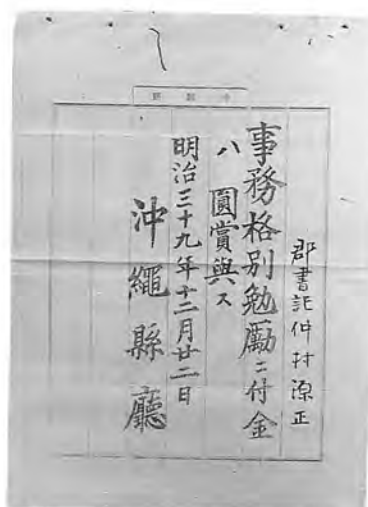
第40号 明治39年11月22日

「月俸金拾參円給与ス」



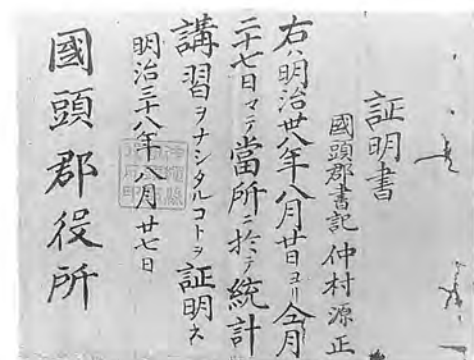
第38号 明治38年1月26日

「月俸金拾壹円給与ス」



第41号 明治39年12月22日

「事務格別勉勵ニ付金八円賞与ス」



第39号 明治38年8月27日

「右明治三十八年八月二十日ヨリ全月二十七日
マテ当所ニ於テ統計講習ヲナシタルコトヲ証
明ス」

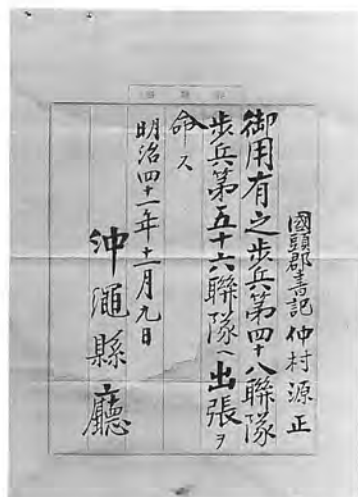


第42号 明治40年2月26日

「御用有之鹿児島縣熊本福岡県へ出張ヲ命ス」

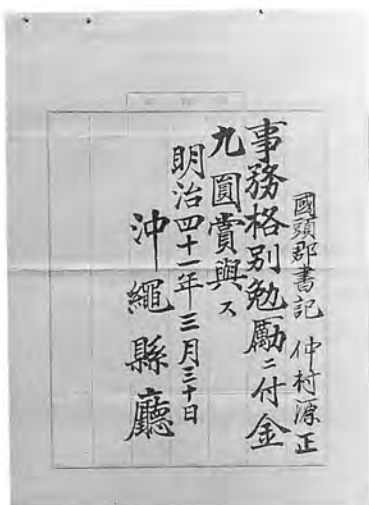
第46号 明治41年11月9日

「御用有歩兵第四十八連隊歩兵第五十六連隊へ出張ヲ命ス」



第43号 明治41年3月30日

「事務格別勉勵ニ付金九円賞与ス」



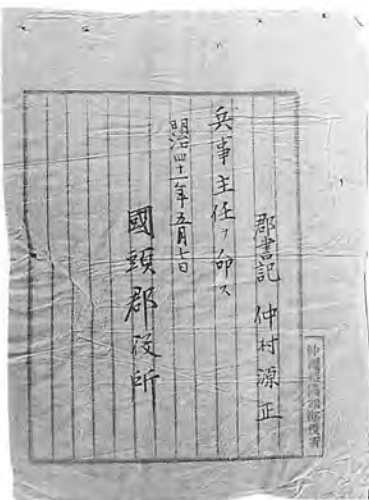
第47号 明治41年12月17日

「事務格別勉勵ニ付金參拾六円賞与ス」



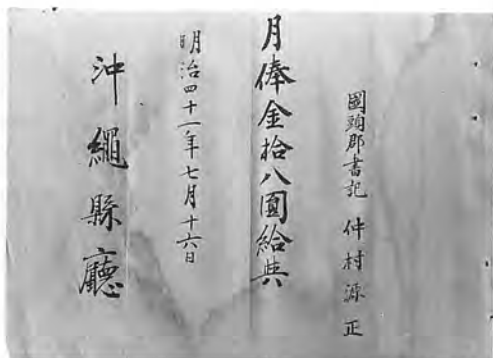
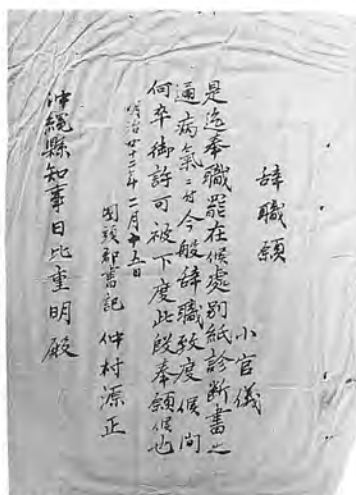
第44号 明治41年5月7日

「兵事主任ヲ命ス」



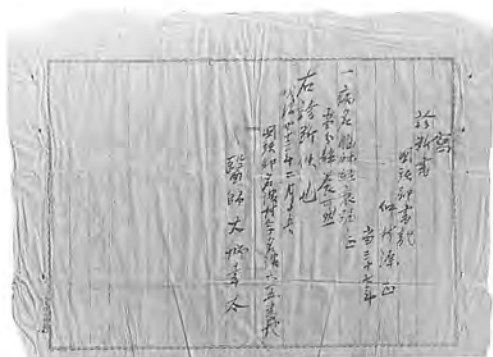
第48号 第49号 明治42年2月15日

「是迄奉職罷在候処別紙診断書之通病氣ニ付今般辭職致度候間何卒御許可被下度此段奉願候也」



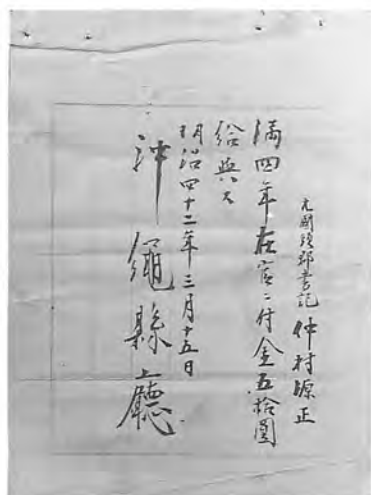
第45号 明治41年7月16日

「月俸金拾八円給与」



第50号 明治42年 2月15日

「病名脳神経衰弱症当分静養可然右診断候也」



第53号 明治42年 3月15日
「満四年在官ニ付金五拾円給与ス」

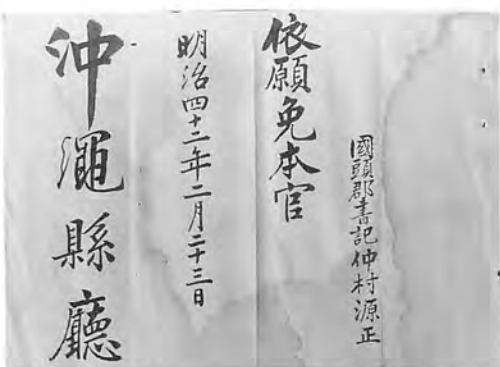


第51号 明治42年 2月23日

「給八級俸」

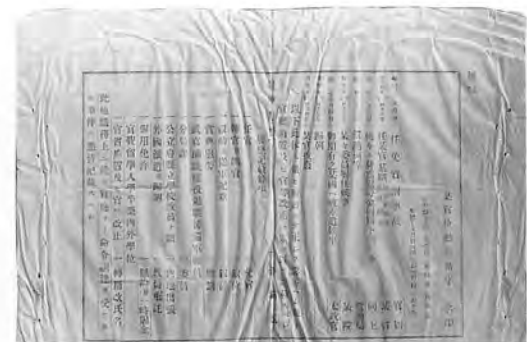


第54号 明治43年 9月28日



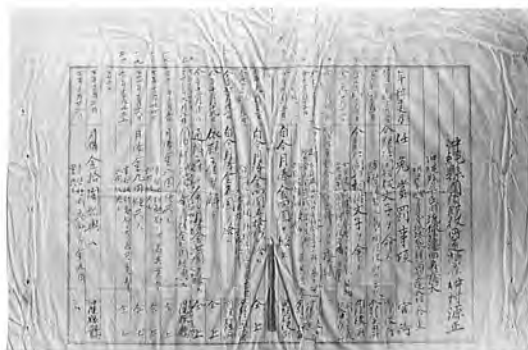
第52号 明治42年 2月23日

「依願免本官」



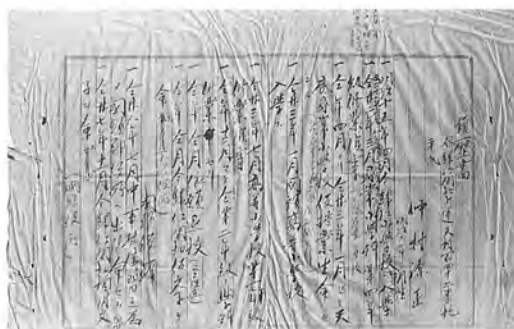
第55号

履歷書雛形



第56号

履歷書



第57号

履歷書

第5・6綴



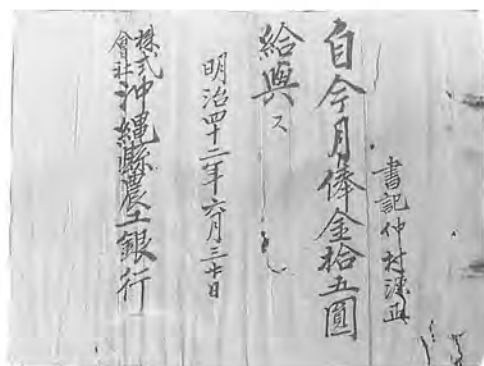
第58号 明治42年3月13日

「書記ヲ命シ月俸金拾四圓給与ス」



第60号 明治44年6月28日

「自今月俸金拾七圓給与ス」



第59号 明治42年6月30日

「自今月俸金拾五圓給与ス」

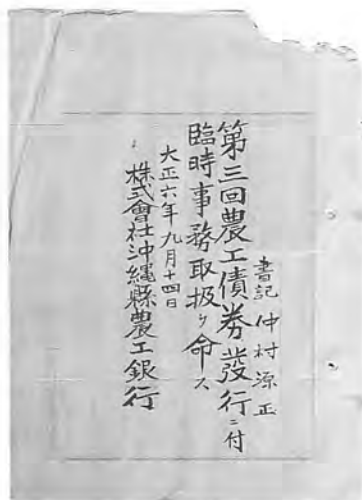


第61号 大正元年12月18日

「自今月俸金拾九圓給与ス」

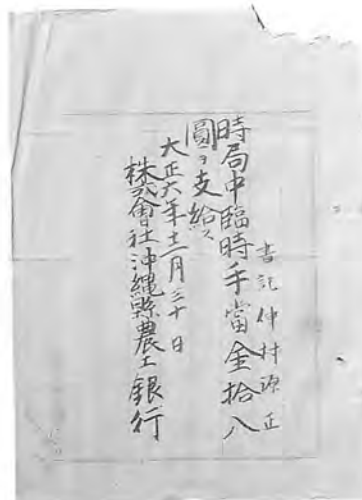
第65号 大正6年9月14日

「第三回農工債券發行ニ付臨時事務取扱ヲ命ス」



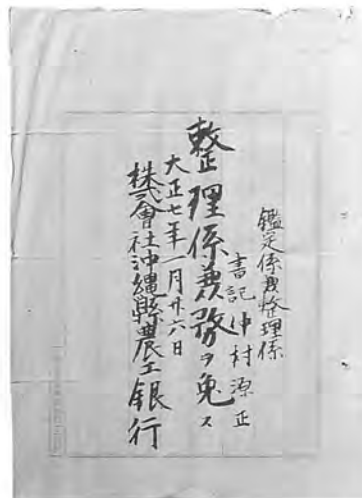
第66号 大正6年12月30日

「時局中臨時手當金拾八円ヲ支給ス」



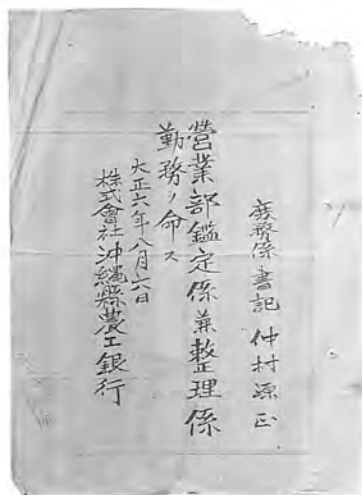
第67号 大正7年1月26日

「整理係兼庶務ヲ免ス」



第64号 大正6年8月6日

「營業部鑑定係兼整理係勤務ヲ命ス」



第62号 大正2年6月30日

「自今月俸金貳拾參円給与ス」



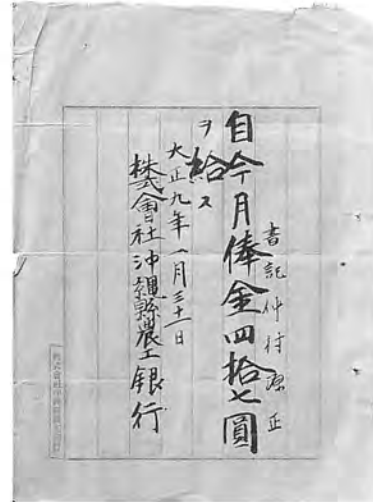
第63号

手紙 (一部)



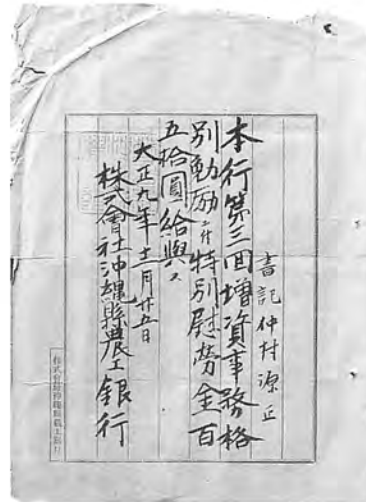
第71号 大正9年1月31日

「自今月俸金四拾七円ヲ給ス」



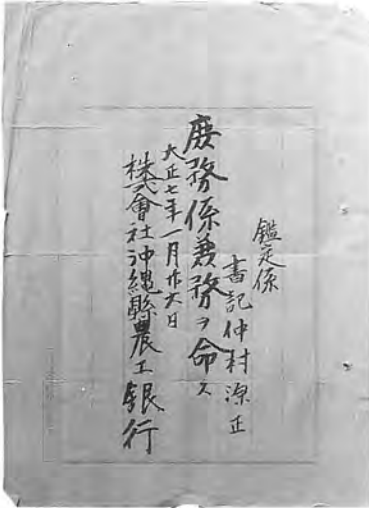
第72号 大正9年12月25日

「本行第三回増資事務格別勸励二付特別慰勞金百五拾円給与ス」



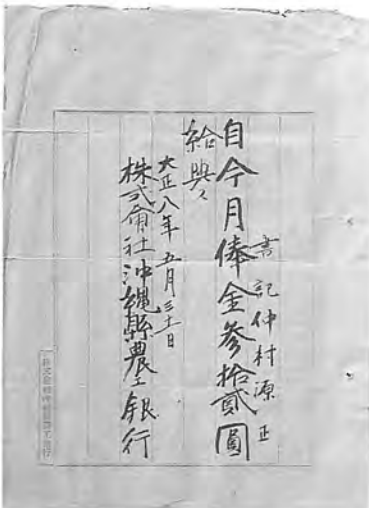
第68号 大正7年1月26日

「庶務係兼務ヲ命ス」



第69号 大正8年5月31日

「自今月俸金参拾貳円給与ス」



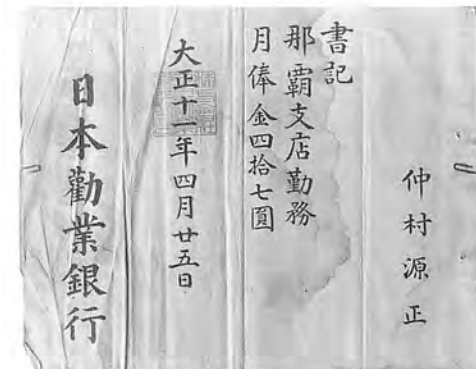
第70号 大正9年1月31日

「自今臨時手当ヲ支給セス」



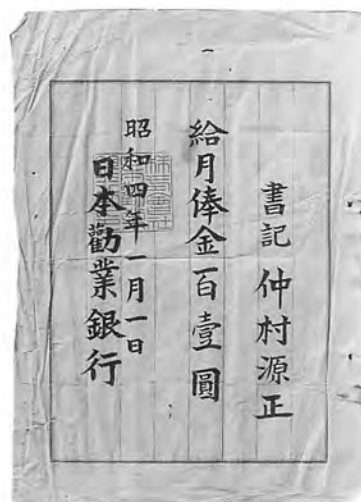
第73号 大正11年4月25日

「那覇支店勤務月俸四拾七円」



第75号 昭和4年1月1日

「給月俸金百壹円」



第74号 昭和3年1月1日

「自今月俸金九拾六圓給与」



第7綴

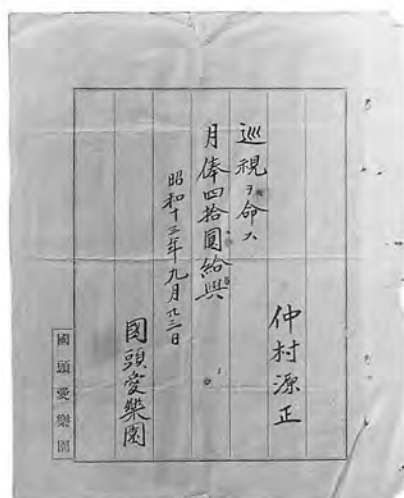
第77号 昭和13年12月27日

「事務格別勉勵二付慰勞金七拾五円給与」



第76号 昭和13年9月23日

「巡視ヲ命ス月俸四拾円給与」



第81号 昭和15年4月24日

「事務格別勉勵二付慰勞金四拾九円給与」



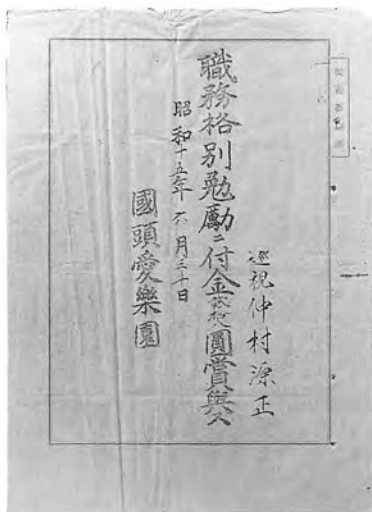
第82号 昭和15年6月30日

「月俸金四拾五円給与」



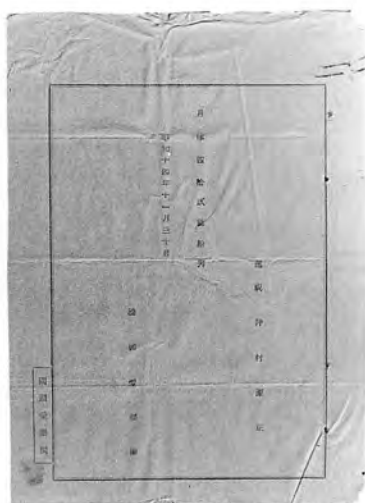
第83号 昭和15年6月30日

「職務格別勉勵二付金貳拾八円賞与ス」



第78号 昭和14年11月30日

「月俸四拾貳円給与」



第79号 昭和14年12月22日

「事務格別勉勵二付慰勞金百貳拾円給与内拾五円国債ヲ以テ給与」



第80号 昭和15年4月1日

「慰安会幹事ヲ命ス」



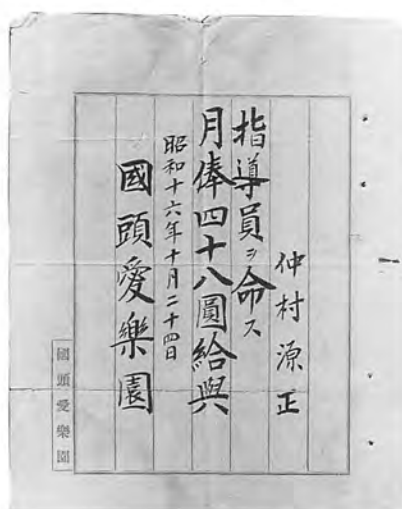
第87号 昭和16年6月30日

「月俸金四十八円給与」



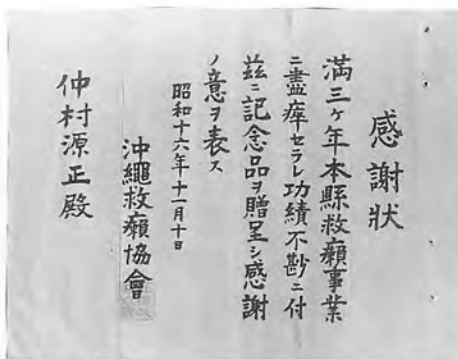
第88号 昭和16年10月24日

「指導員ヲ命ス月俸四十八円給与」



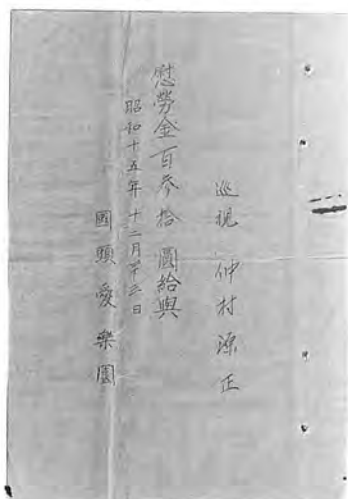
第89号 昭和16年11月10日

「満三ヶ年本県救癩事業ニ尽瘁セラレ功績不尠ニ付茲ニ記念品ヲ贈呈シ感謝ノ意ヲ表ス」



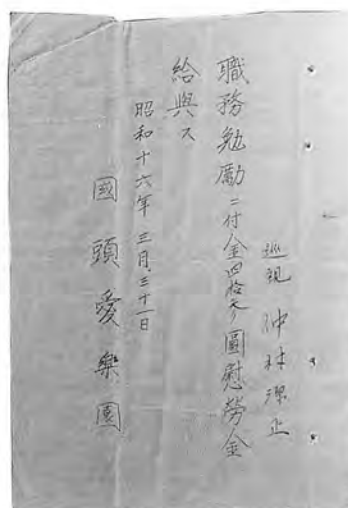
第84号 昭和15年12月23日

「慰勞金百參拾円給与」



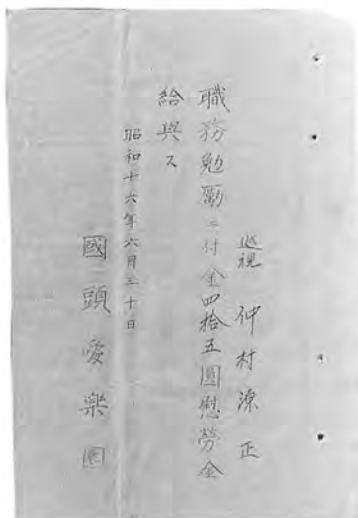
第85号 昭和16年3月31日

「職務格別勉勵ニ付金四拾參円慰勞金給与ス」



第86号 昭和16年6月30日

「職務勉勵ニ付金四拾五円慰勞金給与ス」



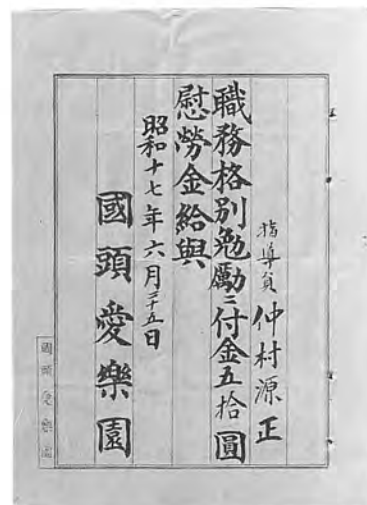
第93号 昭和17年4月16日

「慰安会幹事ヲ命ス」



第94号 昭和17年6月25日

「職務格別勉勵ニ付金五拾円慰勞金給与」



第95号 昭和17年12月10日

「職務格別勉勵ニ付金貳百円慰勞金給与」



第90号 昭和16年12月10日

「職務格別勉勵ニ付金百九拾五円慰勞金給与」



第91号 昭和17年3月31日

「職務格別勉勵ニ付金七拾五円慰勞金給与ス」



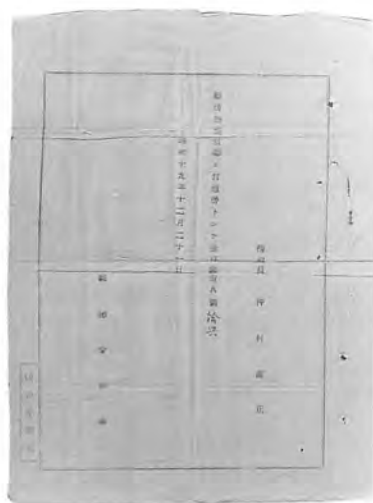
第92号 昭和17年3月31日

「月俸五拾円給与」



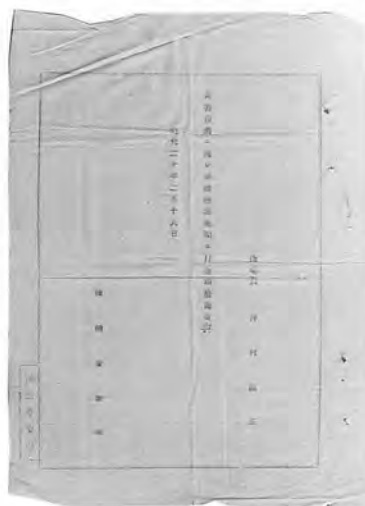
第99号 昭和19年12月21日

「職務格別勉勵ニ付慰勞トシテ金百參拾八円給与」



第100号 昭和20年2月16日

「災害復旧ニ関シ職務格別勉勵ニ付金四拾円賞与」



第96号 昭和18年6月30日

「月俸五拾參円給与」



感謝狀

満五年本縣救癩事業
ニ盡瘁セラレ功績不尠ニ付
茲ニ記念品ヲ贈呈シ感謝
ノ意ヲ表ス

中興救癩協會

昭和十八年十月十日

仲村源正殿

第97号 昭和18年11月10日

「満五年本縣救癩事業ニ尽瘁セラレ功績不尠ニ付茲ニ記念品ヲ贈呈シ感謝ノ意ヲ表ス」



第98号 昭和18年12月21日

「職務格別勉勵ニ付金貳百拾五円慰勞金給与」



第101号 昭和21年5月10日

「巡查書記ヲ命ス 田井等警察署勤務ヲ命ス」

む す び

この報告書をまとめるにあたり、今帰仁村字上運天の仲村健二氏に仲村源正氏について多くの話を伺うことができた。ここで紙面をかりてお礼の言葉を述べたいと思う。資料を所蔵されておられる仲村健二氏はあまり大げさにしたくないということもあり、仲村源正氏についての聞き取り調査についてはあまり触れなかった。本稿では、辞令書関係資料と『記録』を中心にみてきた。

『記録』の解説で触れなかったが、現在の原名に出てこない原名があるので見ておくことにする。明治27年から、同33年までの『記録』の中で運天村の寺（テラ）原、勢理客村のインガ原、上運天村の田ノマシ原、ナガマシ原、アナ（穴）ガ原、ウキタ原（オヤガ原・親川原）、カンナミ原などの原（小字）名がある。それは、明治36年の土地整理以前の原（小字）名である。それらの外に大籠原と桃原・デークマシ原などもある。『記録』に出てくる上運天の原名と現在のを比較すると大分ずれがある。それは、明治32年にはじまり同36年に完了する土地整理で原域が整理された結果と見られる。運天の寺（テラ）原は現在の原名にもあるが、勢理客のインガ原は小地名として残っているが原名としては残っていない。そこに出てくる原名と現在の原名（小字）の比較を試みるのもおもしろい。

かつてあった天底の馬場や湧川馬場の名もあり、大田屋やアミスヤ（天底屋）、普天間屋などの屋号も出てくる。このように『記録』から原名や屋号、あるいは当時の物の値段や生活などが記され、当時の生活の一端が伺える。それらのことを手掛かりに聞き取り調査をし、さらに具体的な記録にしていくことが今後課題である。

最後に、仲村源正氏の資料調査は委員の仲原が担当し、その概要は『広報なきじん』（1989年第155号）で報告し、全体報告を文化財報告書という形にすることになった。最後に、一人一人の名前をあげることはできませんが、執筆あるいは編集するにあたり多くの方々のお言や御教示があったことをここに記し、むすびの言葉とする。

今帰仁村文化財保存調査委員会

委員長 山内 昌藤

副委員長 村上 仁賢

委員 玉城 三郎

〃 仲原 弘哲

〃 仲村 健司

仲村源正氏辞令書関係資料

—調査報告書—

発 行	1989年 3 月31日 今帰仁村教育委員会 沖縄県今帰村字仲宗根2 3 2 番地
電 話	0988(56) 2 6 4 7
印 刷	沖縄高速印刷株式会社
電 話	0988(89) 5 5 1 3
F A X	0988(89) 5 5 2 7